

第四百十二回国会
衆議院

大蔵委員会議録第十五号

平成十年三月十八日(水曜日)
午後六時五十二分開議

出席委員

委員長 村上誠一郎君

理事 井奥 貞雄君

理事 坂井 隆憲君

理事 池田 元久君

理事 石井 啓一君

理事 今村 雅弘君

理事 大石 秀政君

理事 河井 克行君

理事 杉浦 正健君

理事 中野 正志君

理事 宮路 和明君

理事 吉田六左門君

理事 渡辺 博道君

理事 上田 清司君

理事 末松 義規君

理事 日野 市朗君

理事 赤松 正雄君

理事 並木 正芳君

理事 鈴木 淑夫君

理事 西田 猛君

理事 佐々木陸海君

出席國務大臣

大蔵大臣 松永 光君

出席政府委員

大蔵政務次官 中村正三郎君

大蔵大臣官房長 武藤 敏郎君

大蔵大臣官房金 融検査部長 原口 恒和君

大蔵大臣官房総 務審議官 溝口善兵衛君

大蔵省主計局次 長 藤井 秀人君

理事 衛藤征士郎君

理事 浜田 靖一君

理事 北橋 健治君

理事 谷口 隆義君

理事 岩永 峯一君

理事 鴨下 一郎君

理事 桜田 義孝君

理事 砂田 圭佑君

理事 根本 匠君

理事 村井 仁君

理事 渡辺 具能君

理事 渡辺 喜美君

理事 北脇 保之君

理事 中川 正春君

理事 藤田 幸久君

理事 河合 正智君

理事 小池百合子君

理事 達増 拓也君

理事 佐々木憲昭君

理事 濱田 健一君

大蔵省主税局長 尾原 榮夫君

大蔵省関税局長 齋藤 徹郎君

大蔵省証券局長 長野 鹿士君

大蔵省銀行局長 山口 公生君

大蔵省国際金融 局長 黒田 東彦君

証券取引等監視 委員会事務局長 堀田 隆夫君

国税庁課税部長 乾 文男君

通商産業省産業 政策局長 江崎 格君

郵政省貯金局資 金運用課長 篠田 政利君

自治省行政局選 挙部政治資金課 長 岩尾 隆君

自治省税務局府 県税課長 片山 善博君

参考人 (日本銀行副総 裁) 福井 俊彦君

大蔵委員会専門 員 藤井 保憲君

委員外の出席者

委員の異動
三月十八日
辞任 西田 猛君
補欠選任 達増 拓也君
同日 西田 猛君
補欠選任 達増 拓也君
辞任 達増 拓也君
補欠選任 西田 猛君

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

平成十年度における財政運営のための公債の発 行の特例等に関する法律案(内閣提出第六号)

関税税率法等の一部を改正する法律案(内閣提 出第三〇号)
法人税法等の一部を改正する法律案(内閣提出 第八号)
租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内 閣提出第九号)
電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書 類の保存方法等の特例に関する法律案(内閣提 出第一〇号)

○村上委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、平成十年度における財政運営のため の公債の発行の特例等に関する法律案及び関税定 率法等の一部を改正する法律案の両案を議題とい たします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し ます。河合正智君。

○河合委員 新党平和の河合正智でございます。 大臣、お疲れでございますが、質問させていただきます。

まず最初に、経済企画庁が今月十三日に発表い たしました一九九七年十月十二月期の国民所得 統計速報によりますと、九七年度は、第一次石油 危機の翌年の一九七四年度以来、戦後二度目のマ イナス成長になることが確定的になったというこ とでございます。この事実を踏まえまして、政府 は景気対策の実施が迫られていると思えますけれ ども、この点につきまして大蔵大臣はどのように お考えでございますでしょうか。

○松永國務大臣 九七年十一月十二の状況が大変厳 しい結果として数字に出たことは承知をいたして おりますが、あの時期はアジア地域の通貨、金融 の大変な問題が発生をし、かつ我が国内でも大型 金融破綻等が起り、国民の中に非常な不安が広

がった、雇用不安もあった、そういうことから消 費者もあるいはまた企業の方も大変マインドが冷 え込んできた、その結果があつたのかなとい うふうに私は思いました。

これを大変重大に受けとめて、御存じのように 二兆円の特別減税その他の手が打たれた、こう思 うのでありまして、それによってあの最悪の事態 は、金融システム安定化の法律を通していただい てそれを実行に移しましたので、金融システムに ついての信認も相当程度回復しつつある、こうい う状況が現在の状況ではないかな、こう思ってお ります。

(委員長退席、浜田(靖)委員長代理着席)

○河合委員 ただいまいまいくも大臣仰せでござ いますが、この国内の問題と国際的な状況、アジ ア通貨危機を踏まえまして繰返し報道されてお りますけれども、ルービン財務長官、またサマー ズ財務副長官の内需を刺激するのに財政政策が最 も効果的な状況に思えるという三月十三日の報 道等、いわゆる海外から見た日本に対する要望と いったことの連の報道につきまして、大臣はど のように受けとめておいでございましょうか。

○松永國務大臣 今ルービン氏やサマーズ氏の話 がございましたけれども、そういう意見、要望と いうものが出てくることは承知いたしております。 しかし、我が国としては、我が国の財政事情そ の他もありまして、やはりそのような外国の人の 意見も意見として承ることにいたしますけれども、日本の置かれてある状況等を日本人みずから が自主的に判断をして、そしてそのときそのとき の状況に応じて最良の手段をとっていくのが日本 の政治に課せられた使命であらう、こう私は思っ ております。

○河合委員 大臣のお言葉とはやや異なりまし

て、アジアがアジア通貨危機を起点として日本に期待しているのは、アジアの輸出吸収力を日本に期待しているというふうな受けとめられますけれども、そういった場合に、例えば中国は人民元を切り下げないで頑張っている、日本は財政均衡ばかりに専念しているというふうな受けとめられておりますけれども、この点につきましては、いかがお考えでしょうか。

○藤井政府委員 お答えいたします。

これは既に予算委員会あるいは大蔵委員会で大蔵大臣からたびたびお答えをいたしておられるところでございますが、やはり財政構造改革の必要性というものは、先生既に御存じのとおり、やはりこれからの福祉の社会あるいはまた健全で活力ある経済社会をつくっていく上では、ぜひとも避けることのできない喫緊の課題であるというふうに考えております。

他方、これもお答えが既になされておるわけでございますけれども、その時々々の経済あるいは金融情勢的確に対応していくこと、これも当然に必要なことでございます。この二つの問題といえますのは、二者択一の問題ではないというふうに私も考えております。

こういうことから、先般成立させていただきました九年度補正予算あるいはその関連法案というものを、これを着実に執行していく、あわせてまた、現在提案をさせていただいております十年度予算、さらにはこれらに絡みます関連法案、その成立をぜひとも早期にお願いし、そしてそれを実施に移していくということがこれらの状況に的確にこたえる道であるというふうに考えております。

○河合委員 財政均衡と景気対策もしくは内需拡大というのは二者択一の問題ではない、こういう御認識でございます。

そこで、今議題となっております公債特例法、この第二条第一項、「平成十年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができ、したがって、この法律を可決いたします。

すと、予算総則に本予算で定める金額が書かれるわけでございますが、仮に追加景気対策が必要になつて補正予算を組んだ場合には、それはその補正予算の総則に書き込まれることになってまいりますけれども、本委員会が審議するのは、この法律、一年間の授權という立場からしますと、その機会を逸するおそれがございますので、その辺を詳しく議論させていただきたいと思ひます。

といひますのは、先ほど矛盾するものではないとおっしゃった景気対策と財政均衡。しかし現実には財政法の縛り、これは予算委員会等でも議論された論点でございますけれども、第一原則、特例公債は毎年度減額していく、第二原則は、特例公債は二〇〇三年度まではゼロにする、それから第三原則は、国、地方を通じた財政赤字を二〇〇三年度にはGDP比三％以下にする、この命題があるわけでございます。

しかし、本議題となっております特例公債の発行枠、これは、九七年度予算と九八年度予算を比較しまして三千四百億円という発行枠でございますけれども、九七年度補正が加わりましたので一兆四百八十億円が加算されて、したがって、枠としては一兆三千八百八十億円ということになったわけでございます。しかし、これは非常に選択の幅が狭くなつてきているといひますか、特例公債についてはこの枠しか発行できない。したがって、減税財源としてはこれしかないと言ひえるのかもしれません。

一方、建設国債につきましては、同じく財政法でございまして、公共事業費で、一九九八年度は前年度比マイナス七％、九九年度は前年度以下、二〇〇〇年度は前年度以下、しかしこれは当初予算のみの縛りである、このように考えますと、補正による積み増しというのは可能である。また、我が党の石井委員の予算委員会での質疑で、大蔵省の答弁によりますと、トータルとしての公共事業費の財政法における縛りは、二〇〇三年度までの期間内の枠であるという答弁がなされております。

そうすると、例えば景気対策ということを考えました場合に、公共事業費についてはある意味で多額の公共事業費を組んでいける、しかし減税財源としての特例公債の発行枠は非常に縮減されているということからしますと、私は、予算委員会が我が党の神時代表が指摘いたしましたように、アメリカにおきますように、景気が低迷した場合における財政改革を一時的に停止する弾力条項を設けない限り、この矛盾する命題を乗り越えられないと思ひますけれども、改めて大臣のお考えをお伺いさせていただきます。

○藤井政府委員 お答え申し上げます。

今先生おっしゃいましたように、昨年成立させていただきました財政構造改革法におきましては、特例公債につきまして各年度削減を図つていく、そして平成十五年度にはその発行からの脱却を図るという目標が定められております。また、それと同時に、一方では、国、地方を通じます財政赤字につきまして、対GDP比を平成十五年度には三％以下とするというような規定、さらには公債依存度を平成九年度に比しまして削減を図っていくという規定がございまして、

したがって、建設公債につきましても、先生おっしゃるように、各年度について具体的な縛りがあるわけではございませんけれども、先ほど申し上げました目標との関連から申し上げますと、やはり全体としては抑制を図っていくというやうなことが、対GDP比の三％以下とか公債依存度の観点からは、少なくとも平成十五年度においては目標として設定をされているところでございまして、

さらに申し上げますと、建設公債といへども、その発行に係ります元利の償還、これは場合によつては特例公債に依存せざるを得ないということもございまして、結果といたしましては、財政赤字の問題に帰着するということでございます。

さらに、先生おっしゃいました建設公債の場合、これはもちろん公共事業が中心でございますが、

やはり財政法の規定から申し上げますと、建設公債といへども、財政法の節度、財政節度からいへば、いわば例外的規定であるということでございます。そういう財政節度の観点から考えれば、必要があろうというふうに考えております。

なお、従前の景気対策におきましては、先生おっしゃるようによつて、建設公債を財源とする公共事業とか、あるいは赤字公債を財源とする減税等、各種の組み合わせで経済政策を行つてきたわけでございます。これは、その具体的内容とか、あるいはその時々々の経済情勢というものを十分に勘案して適切に行つてきたものでございまして、

今年度におきましては、先ほど申し上げましたように、この提出いたしております十年度予算、これが最善のものであるということ、でき得る限り早期の成立をお願いしたいと思つております。それから、最後におっしゃいました、アメリカに倣つた財政構造改革法についての停止条項につきましては、これも総理の方からたびたび、また大蔵大臣からも御答弁申し上げておるわけでございますけれども、一つの立法政策としてはあり得るのかなという感じはいたしております。ただ、現実問題として、具体的にどういふような規定を設けるかというやうな問題、可否の問題は別といたしまして、極めて難しい問題があるということでございます。

とにかく、私どもが今申し上げられますことは、現在提出している十年度予算案の早期成立、そして執行というものをぜひともお願いしたいと思つております。

○河合委員 大臣、一言お伺いをさせていただきます。

この財政法につきましては、総理も一月二十日の予算委員会、この財政法を考えた時点というのは、その後の大規模金融機関の破綻であるとかアジア経済情勢というものは何ら表面化していなかった、その中でまとめた議論だ、事情が変更しているということをおっしゃっておりますが、そ

の点を踏まえまして、先ほどの停止事項についてどのようにお考えでございましょうか。

○松永国務大臣 財政構造改革の必要性、これは現在も変わっていないというふうに私たちは思っております。

実際、国債を中心にして国と地方の長期債務が五百兆を超えているという状況、これはあらゆる努力をして縮減していくことにしなければ、我々の子や孫に大きな負担を残すことになりす。同時にまた、債務の利払いあるいは元金償還のために将来は多くの資金を使わなければならぬということになる、結果として必要な施策が行いにくくなる、いわゆる財政の硬直化を招くということも想像にかたくない等々のことを考えますと、大変厳しいことではあるけれども、やはり財政再建、財政構造改革へ向けての努力をしなければならぬ、こう思っているわけでありす。

それで、予算委員会の中でいろいろ議論がございました。日本の財政構造改革の場合には、先ほどもお話がありましたように、問題は、平成十五年、二〇〇三年度までに特例公債をゼロにするとか、あるいは国、地方を通ずる財政赤字をGDP比三％以下にするとか、そういうことが決められておるわけでありすけれども、しかし、その範囲内で、そのときそのときの経済情勢、景気的情勢を見ながら臨機応変の措置をとることは、その可能性は残されておるわけでありす。アメリカのOBR Aの場合にはがっちり歳出と歳入を決められておるという状況でありすから、それを緩和するための措置がOBR Aの場合にはある。日本の場合には、もともとががっちりしたものではありません、多少のゆとりはあるというのが日本の財政構造改革法の仕組みだというふうに思ひます。

その仕組みの中で、臨機応変の措置をとって、そして景気対策などをやるということとは、これはそのときそのときの施策としてはやるべきことでありすし、また許されることである。しかし、中期の目標である二〇〇三年までの先ほど申したような目標、これは実現に向けて努力をしていかな

ければならぬ目標だ、こう考えておるわけでありす。

○河合委員 ここに持っておりますのは「予算と財政法」という、小村武前事務次官の著作になる書物でございすけれども、財政法四章、これを考えますときに、財政法制定以来一九六五年まで、建設国債、特例公債が発行されておりました。これはなぜでしょうか、簡単に答え願ひます。

○藤井政府委員 お答え申し上げます。今先生おっしゃいましたように、一九六五年度までは、建設公債、いわゆる特例公債についての発行というものはなかったと承知をいたしておりす。

これは、当時のいわば税収等の歳入の諸事情という、歳入面での要因が一つあったというように理解をいたしております。また他方では、歳出面につきまして、当時、いわゆる福祉、社会保障の充実というようなこと、あるいは世界的な経済等々との兼ね合いにおきまして、日本の経済の内需拡大というような要請が求められてきているというやうないろいろな歳出面での諸事情ということ、その歳入と歳出とのギャップというものが表面化をし、そして公債の発行につながってきたというように理解をいたしております。

○河合委員 ただいまの御説明を聞きましてもお、このとき六五年度補正で二千億円の国債が発行されておりますが、これは今日の考えでいきましたら建設国債で分類されることだと思いますけれども、特例公債で発行されております。といひますのは、日本の財政というものは、財政法に非常に忠実に財政均衡主義、この第四条というものを非常に忠実に解釈してきたのではないかと思ひます。

そこで、私が質問申し上げたいのは、ここにおきます例外として認められている公共事業費という解釈でございすけれども、先ほど申し上げましたこの「予算と財政法」によりまして、公共事業費等に限り公債発行を認めるといふのは、負担の世代間公平という考え方と、もう一つは、経費

支出の見合いが国の資産となつて後々まで残つて国民全体が利益を享受するからだという二つの理由づけをされております。実は、この二つの理由づけこそが、まさにこれ以後発生する公共事業費膨張財政主義を引導していった一番大きな原因になったのではないかと。

結論から申し上げますと、私は、公共事業費といふのをもう少し限定的に解釈しない限り、大臣が先ほどおっしゃいました、財政法で仮にどのやうにキヤップをしまして、それは水道の蛇口を出して放しにしておいてバケツの容量だけ小さくしていくやうな議論を一生懸命やっているのではないかなという観点から質問を申し上げたいと思ひます。

この負担の世代間公平といふことは非常に重要な理屈のように聞こえますけれども、実は、例えば今日のように科学技術の進展が著しい時代におきまして、六十一年後の人たちに私たちの今建設公債でつくつたものについて世代間の公平感といふのはあり得るのかどうか、また、それは非常に言葉のマジックに陥つていてではないかといふ疑問を私は持つております。

また、経費支出の見合いが国の資産となつていくというのですが、これは資産と負債という形で形式的に置けばさういふことになりすけれども、企業会計で言うやうな、資本投資をすれば、それが利潤を生んで、最終的にはその投下資本を吸収していくんだという感覚はこの議論の中には全くないわけではございす、これもある意味では言葉のまやかしいといひます。この二つの考え方に基づく公共事業費の考え方そのものが、私は、今日の膨大な、先ほど大蔵大臣がおっしゃいました財政の硬直化を招いている原因ではないかと思ひます。

したがひまして、私は、この財政法の四条といふのは、立法の原点に立ち返つて、やはり財政均衡主義といふものを厳密に原則としてとらえた上で、公共事業費といふのは、さういった現在の二つの理由づけで恒常的に行われている支出なの

ではなくて、景気対策として臨時的に、しかも選択の幅を持つてチョイスできるものとして、臨時的に支出される財源として建設公債を限定的に解釈していかない限り、今日の私たちが議論している問題といふのは解決しないと私は思ひますけれども、大臣はいかがお考えでございすか。

○藤井政府委員 お答えいたします。先ほど申し上げましたように、財政法におきましては、建設公債につきましては、公共事業あるいは出資金、さらには貸付金といった経費に限定いたしまして例外的に建設公債の発行が認められているといふものでございす。私もさう思ひます。

ましては、この財政法の精神といふものを考えますと、後年度負担といふものを考えて、受益者が後年度受益をし得るであらうといふやうなわけば建設公債の概念に合致するもの、さういふ経費に限定してこの建設公債の発行を認め得るといふやうに、財政節度の観点から考えますと、やはり一定の範囲といふものがどうしても必要ではないだらうかといふやうに考えております。

ただ、先ほども申し上げました、繰り返して恐縮でございす、今回の財政法の中で平成十五年度という一連の目標が一つのいわば目標として掲げられておるわけではございすから、私もさういひたしましては、この建設公債といふのも安易な発行といふものは避けるべきであるといふやうに考えております。

それから、先生おっしゃいました企業会計的な考え方を取り入れてはどうだろうかという話もございすけれども、まさしく、いわば国の予算、公経済といひますものは、もう先生に申し上げるのも既に御存じのことと思ひますけれども、あくまでもいけば民間企業のなし得ないもの、それを国が行うといふことでございすので、利潤を追求するといふたやうな企業会計、その観点からのアプローチはなかなか難しいのではないだろうかといふやうに考えております。

○河合委員 最後のところは私の申し上げたかっ

たことをちよつと誤解されておりますけれども、この議論はまた後日させていただきますと思ひます。

いずれにしても、私は、この適債事業としての公共事業の歯どめというのが崩れている、これをどうするかということ。また耐用年数につきましても、六十年というのはいかにも長い。情報インフラ、福祉等のインフラ整備といったことから考えますと、こういった考えが現在に適合しているかどうか、非常に疑問を持っております。

きようは、長野証券局長に来ていただいておりますので、ひとつお伺いさせていただきます。

本日の予算委員会での証人喚問で、松野前証券局長は、一つは、一月の二十三日に松野氏と堀田氏が三木副社長に会ったという点について証言を訂正されております。それからもう一つ、証券事故としてこの件を処理するかもしれないと飛ばしを続けるか、証券事故として処理すれば適法であり、飛ばしを続ければ違法という点を前提にして、この二つの選択肢があると申し上げた、あとは四大証券たる山一証券の会社の判断の問題だということも証言されました。

この点を踏まえまして、しかし、これは適法処理していないということ、証券事故として大蔵省への届け出がなかったわけですから、明白ですね。あとは、飛ばしを続けていったのではないかと、という限りの疑惑というのは松野前証券局長は当然お持ちだったということがはっきりしたわけでございますが、こういったことにつきまして、代々の証券局長として、機関として引き継ぎはなかつたのですか。

もう一問、ついでお願ひしたいと思います。その点と、山一の関係者の証言でございますけれども、これは長野証券局長の時代になってからの話でございますが、再建をどうするか決まっていな段階で急にやめればトラブルが起きて大変なことになる、とにかく時間が必要だった、長野証券局長からもストップの指示はなかつたという証言がございいます。これは長野証券局長がどうにか

かしらという指示をしたということではなくて、長野証券局長から、飛ばし、違法行為をストップしろという指示がなかつたという関係者の証言がございまして、これは、そういった重要な事項については当然証券局長は代々引き継がれているものだという前提でこの証言があるわけでございますが、この点についての証券局長の見解をお伺いさせていただきます。

○長野政府委員 第一点は、以前にも国会で御答弁したことがございしますが、私と松野の間、二人証券局長が入っております。まず、私は前任者からこの件について全く引き継ぎを受けておりませんでした。そこで、前任者及び前任者に、あなたたちはその時点で何らかの引き継ぎを受けておりましたかということはお伺いしましたけれども、彼らも引き継ぎを受けていないということでございます。つながつてきておりませんでした。

それから、後段のお尋ねでございますけれども、私になりましてから、報道等がございました。その折々は、私も山一の方に、この報道があるけれどもどうだということにつきましては問い合わせもいたしましたけれども、そういったことはないということでございます。

それから、当時の会長、社長と私は何度か会ったことはございますけれども、私が知っておるのではないかと、このことを示唆するような話もございまして、会長さんは、全くああいふ報道は事実無根でございまして、お話をございまして、私は、一〇〇%信じておつたかということになりまして、重大な情報だとは思つておりましたけれども、少なくとも自分が承知しておつたことはございません。

○河合委員 終わります。
○村上委員長 次は、赤松正雄君。
○赤松(正)委員 私の方からは、関税税率法等の一部を改正する法律案につきまして質問をさせていただきます。まず、この法案審議に関連をいたしまして、当

委員会でも今日までにたびたび取り上げられてきたことかと思ひますが、まず関税率審議会のあり方ということにつきましてお聞きをしたいと思います。

この関税率審議会の構成、人数、会長、また現在の構成になったのはいつからなのか、任期はどれぐらいなのか、こういったことにつきまして、冒頭お答えいただきたいと思います。

○斎藤(徹)政府委員 関税率審議会の構成についてでございますけれども、法律上の定員は四十五名ということになっておりますが、審議会の委員を縮減するという方針のもと、現在、委員の人数は三十五名というふうになっております。

委員の任命につきましては、審議会の設置趣旨、目的に照らし、委員により代表される意見、学識、経験等が公正かつ均衡のとれたものとなるように留意しているところでございます。このうち、省庁出身者の委員につきましては、行政経験に基づき知識や特定の立場にとらわれない意見を審議に反映させる観点から、また産業界からの委員につきましては、関税率等の改正がその対象となる物資あるいは産業界に及ぼす影響にかんがみまして産業界からの意見を審議に反映させる観点から、選任しているところでございます。

なお、省庁出身者である委員の数が特にふえているということではございませんで、また最近では、学識、言論界、消費者団体、女性有識者といった幅広い分野からの人選に努めているところでございます。

○赤松(正)委員 今お答えの中で省庁出身の数のついてお話をなされたわけですが、ただいいてあるべし、これを見てもどなたが大蔵省出身であるかよくわからないのですが、三十五名中、大蔵省出身の方は現在のこの審議会の委員の中で何人いらっしゃるのでしょうか。

○斎藤(徹)政府委員 関税率審議会の委員のうち、大蔵省OBの委員は五名でございます。

○赤松(正)委員 前任者は大蔵省の事務次官であつた竹内道雄氏だったということで、今は会長

ではなくて、現在の会長はフランス文学者の木村尚三郎東京大学名誉教授だということをお聞きいたしておりますけれども、その委員の中に大蔵省出身のメンバーが五人いらっしゃる。これはちよつと私はいかがかと思ひます。

審議会への相次ぐ批判の中で、政府としては原則として所轄官庁の出身者は委員に任命しない、そういう閣議決定があるはずだと私は理解をいたしておるのです。原則として所轄官庁の出身者は委員に任命しない、同時に、やむを得ない場合でも会長などに任命しない、そういう閣議決定があるはずで、この点についてどう考えるのか、その点について。

○斎藤(徹)政府委員 ただいま御指摘の閣議決定については承知しているところでございます。現在の関税率審議会の委員の人選について、ただいま御指摘を受けた閣議決定による原則に必ずしも反していることはないのでないかというふうには理解しているところでございます。

○赤松(正)委員 いや、要するに所轄官庁の出身者は委員に任命しないという原則がある、それに違つて五人もメンバーが入つていて、その事実があるにもかかわらず、その閣議決定にそぐわないことではないかというのはおかしい方だと思ひます。どうしてこの閣議決定を守ろうとされないのかということが一つ。

それから、きよう私が質問させていただくのは、一貫して消費者サイドからの通関行政というか、税関行政というものを確立すべきだという角度でお話を進めたいと思つておるわけですが、そういう消費者代表という角度がやはり必要であるというふうに考えます。安易に産業者側の代表、あるいは行政に通じているからといって省庁の代表、そういったことは、政府サイドといいますが、おせん立てとして大蔵省の関税局の皆さんの考え方というものが結局は全体に色濃く反映するということになってしまふ。本来的な意味の関税率審議会の役割をなさないのじゃないかというふう

もう一遍、その閣議決定に反している現状、三十五名中五人の大蔵省関係者がいるということについて、そして消費者の代表が入っていないという観点についてお答え願いたいと思います。

○斎藤(徹)政府委員 関税率審議会の性格上、いろいろな物資についての関税率を具体的に御検討いただくわけでありまして、その中で、私ども役所としては、総合的な立場からこの関税率改正の取りまとめをしているということでありまして、一方で、関税率審議会に大蔵省のOBの方々に委員になっていただいておりますのは、公正中立な立場から関税率審議会の審議内容について意見をいただきたいという観点でありまして、決して役所としてのあるいは関税局としての物の考え方を反映させるという趣旨ではないわけでございます。

それから、消費者につきましては、一名の方に代表として委員になっていただいているところでございます。

○委員長退席、井奥委員長代理着席

○赤松(正)委員 大蔵省だからいけないというふうな言い方に聞こえておられるのかもしれませんが、今、日本全体で取りざたされている問題というのは、後ほども申し上げますけれども、関税局という立場で、日本の関税、通関行政というものの携わっている人たちが主宰するこの関税率審議会の中に大蔵省の関係者が三十五名中五名も入るということについては、皆さん方にそういう意識はなくても、公平中立を旨としてやっていくと言われている、結局は消費者サイドの意見というものの方が薄められていくということを私は指摘をしたいと思っております。

関税率法二十二条の中に、財政、産業、貿易等に関し学識経験のある者のうちから大蔵大臣が任命し、任期は二年、再任を妨げない、こういうふうな規定があるということから見れば、先ほど来局長がおっしゃっている観点に、特段、法に間違っているというのではないのでしょうか、私は、やはりこの構成メンバーの中に、先ほど消費

者代表としての位置づけをもって入っていただく人が一人とおっしゃっていただきましたけれども、さらに今後はそういう一般消費者の感覚を持った人を入れていくべきだ、そういうふうな思いです。

日本の貿易という観点からしても、消費者の代表というのはどういう人を指して消費者の代表といるのかというの、実際に選ばれる側からすればいろいろの難点があるというふうな思われているだろうと思うのですけれども、例えば我々が一般的に世の中の普通の庶民が考えるような意見を代弁する形では、テレビのさまざまな政治関係のトーク番組とか、あるいは学者の皆さんなんかでも、そういう日本の貿易のあり方というふうなことにについて一言言っている人は随分たくさんいらっしゃるというふうな思っています。

現在の関税率審議会の三十五人の方のお名前をずっと見ましても、なかなかそういう私が今申し上げたような、普通の一般庶民感覚というものは少しほど遠いという感じを持つ人ばかり、だれかれとは申しませんが、そういう印象を強く抱くわけでございます。

改めて、今申し上げた点について、もう終わりますので、局長あるいは大臣にお考えを聞かせていただきたいと思います。

○斎藤(徹)政府委員 現在の関税の主な機能は、保護関税ということで産業の保護に重点があるわけでございますけれども、そうした機能を持つ関税について制度を立案していく上で、先生御指摘のように、消費者サイドの声を反映していくということは極めて重要であるというふうに認識しているところでございます。

今後、関税率審議会の委員の人選に当たりまして、できるだけ今おっしゃったような趣旨が生かされていくように、幅広い分野から委員になっていただくように努力をしてみたいと思っております。

○松永国務大臣 私は、関税率審議会委員に、理解ある消費者代表、こういう方が入ることはい

ことだ、こういうふうに思っております。

これは私の個人的な見解になるかもしれませんが、関税の歴史からいえば、最初は、どうしても自国の産業を守りたい、保護したいということで関税を設け、それを高めておいたという時代がありました。しかし、そういうやり方は、結局において世界経済、世界の貿易を縮小させてしまつて、そして世界にとつてもその国にとつてもプラスにならない、そういう時代になってきたわけですね。特に日本のような貿易立国という国是を持つている国の場合にはなおさらのことでありまして、しかしながら、一面においては、やはり弱い産業はある程度は守っていかなければなりません。そういう点を総合的に勘案しながら、国民全体の利益を考えての関税のあり方、そういったものを審議していただくだけの学識経験、そしてまた消費者としての健全な物の考え方、こういうふうな方々で構成されるのが望ましい、こういうふうには私は思っておりますし、その中で消費者代表というものはこれは大事にされなければならぬというふうに私は思います。

○赤松(正)委員 今の大臣の御答弁は、非常に私は大事なことをおっしゃったと思います。個人的だけれども断られましたけれども、ぜひ大蔵大臣として在籍されている間に、今おっしゃったような点を大胆に実行に移していただきたい、そんなふうな感じを持ちます。

先ほどの大臣の御答弁にもありましたけれども、関税が輸入商品の価格にはね返るという意味からいっても、国民消費者生活にとつて非常に重要な影響を与えるということは論をまたないと思うのです。それだけに、この審議会での議論というのは、私は非常に重要なものだと思います。

従来、ここでの議論内容の細かい点というものが余り公開をされないで、ただ結論が発表されるだけだとの指摘がなされてきましたけれども、最近はそのようなことでも、最終的には、関税率審議会があった後、企画課長からの記者発表

があったり、あるいはまたインターネットを通じてホームページによる公開もされているということ、私は、この委員会に入る前にこの関税率審議会の議事要旨についてのホームページを引張り出しました。

なるほど平成七年十一月二十八日及び十二月十五日開催分から一回、二回、三回、四回と、平成八年の前半と平成八年の後半、それから平成九年の前半と、この四つについては非常に興味のある中身が書かれておりまして、過去において関税率審議会の中身は余りよく国民にわからないという批判は当たらないという感じはいたしましたけれども、一番最近の今回の平成十年度の関税率に関する審議会、今回の法案の中身を決定するに至った審議会であろうと思うのですが、平成九年九月二十四日と十一月十八日及び十二月十九日開催分については全く中身が出ていなくて、ずらりとタイトルだけが六つまで、私たちがいたただく法案の要旨みたいなものだけがホームページ上に上がっているというのはなぜか逆行しているような感じを抱きますけれども、どうしてこういうふうになつてしまったのでしょうか。この三回にわたる関税率審議会では公開すべき中身がなかったということなんです、それとも公開したらまずいような中身が展開されたのでしょうか。このホームページになぜ載っていないのかということについてお聞かせ願いたいと思います。

○斎藤(徹)政府委員 関税率審議会の内容の公開につきましては、今先生から御指摘のありましたように、従来より運営の透明性の確保に努めてきているところでございます。

昨年の十二月の関税率審議会総会あるいは調査部会の議事内容でございますけれども、議論の中身といたしましては、おおむね答申に盛り込まれている内容どおりの議論があったということもありまして、やや簡略化された形で議事要旨を公開しているというふうな承知しておりますけれども、今後とも議事内容が適正に公開されるように努力をしてみたいと思っております。

大臣 それから当局の皆様、また委員も、夜遅くまでお疲れさまでございますけれども、よろしくお願いを申し上げます。

あれば、入ってくる収入が幾ら、そうするとそれに合わせて出るを考えていくのが普通であると思うのです。にもかかわらず、こういうことがずつと、昭和五十年度の補正予算以来続けられてきたということが今の我が国の赤字財政の体質を築き上げてきたわけでございまして、大臣いかがでしょう、今後の財政運営の意味合いも含めて、

あるというふうにおっしゃったわけでありますが、この委員会でも重々議論を尽くしてはおらなかったかもしれません。しかしながら、いわゆる財政構造改革法と呼ばれていたものは、よくごらんになっていただければわかるのですけれども、これは、実は、毎年度大蔵省が次年度の予算を編成するに当たって予算編成のある程度の枠組みを決めます、そういうものでしかないわけですね。各費目についてそれぞれ概算要求基準というものを定める、そういうものを省内でもつくつてき

○藤井政府委員 お答え申し上げます。
昭和五十年年度、おっしゃるとおり、四条公債に

引き続きまして特例公債が、いわば特例法に基づきまして初めて発行されたわけでございます。當時、先ほどもお答え申し上げたわけでございますけれども、福祉の元年等々いわば社会福祉の増加要因が非常に大きかったというように、あるいはまた国際的な経済環境のもと、我が国の内需拡大が求められている等々といいました。歳出需要圧力、これが極めて大きかったということでございます。その結果、歳入と歳出との間のギャップ、足らざる部分が生じてきたということで、いわば万やむを得ないということでも特例公債の発行を行ったという経緯があると承知いたしております。

○西田(猛)委員 平成九年度、今年度でも当初予算で特例公債の発行を予定しておりましたけれども、これは幾らの額が予算に計上されておりましたでしょうか。

○藤井政府委員 お答え申し上げます。

平成九年度の当初予算におきます特例公債の発行額は七兆四千七百億円、十年度予算に對しますと、三千四百億円の増という数字になっております。

○西田(猛)委員 ところで、その平成九年度の当初予算では、私も新進党の時代からずっと言いつけてきたことですが、この現下の我が国経済の閉塞感を打破するには、やはり減税を行って、そして国民の皆様のお手元にあるいは企業の手元にたくさんお金を残す、そのことで国民経済が大きく回って、国の財政はその分歳出構造の抜本的な見直しで削減を行っていくということとを我々は主張してまいりました。しかし、幾たびもの我々の要求として提言にもかかわらず、橋本内閣が三塚大蔵大臣、それを継いだ今の松永大蔵大臣も、減税はできないのだということを言い続けてこられたわけでありまして。

ところが、昨年の十二月の末ごろになりまして、橋本内閣総理大臣が突然言い出したいわゆる二兆円の特別減税がございました。そして、それが実施されることによってさらに特例公債が増額発行

されたわけでございますけれども、この二兆円の特別減税によって増額を余儀なくされた今年度分の特例公債は幾らでございますか。

○藤井政府委員 お答え申し上げます。

この十年度の予算の特例公債発行額七兆一千三百億円のところでございまして、特別減税によつて具体的に十年度予算の特例公債発行額が一対一対応で幾らになるかというところはなかなか難しいわけでございまして、極めて単純に申し上げますと、二兆円の特別減税、このうち七割の一兆四千億、これがいわば国税に相当をいたします。このうち約四千億、これが十年度の国の税収に影響をするものというふうに考えております。それに加えて、その他の十年度税制改正による減収、これが約七千五百億円ということでございます。それから、トータルいたしますと、極めてラフに申し上げますと、約一兆円、さらにこのうち地方交付税のいわばはね返りというものを考えますと、非常に大きございまして、九千億強というものが、この二兆円の特別減税等によつて特例公債の発行によらざるを得なかったという数字と云えようかと思ひます。

ただ、先ほども申し上げましたように、特例公債発行額といふものは、全体の歳入歳出予算のギャップとして出てくるわけでございまして、から、あえてこれに對應させるといふのは必ずしも適当ではないのかなというふうにも考えております。

○西田(猛)委員 最後のところの主計局長のお答えが議論を少しあいまいにしてしまひますので、私はあえてそのところをもう一度おさらいをしておきたいのですが、二兆円の特別減税がなかりせば、今おっしゃったように、地方交付税へのはね返り分を除いて約九千億円の特別公債の増額はなかった、これはこれでよろしいですか。

○藤井政府委員 計算上で申し上げますと、委員のおっしゃるとおりでございます。

○西田(猛)委員 要するに、約二兆円の特別減税が出たから、九千億円分ほど、約一兆円に上る金額の特例公債の増額が余儀なくされたわけでござ

います。

ところで、大蔵大臣、私どもは本会議でも予算委員会でも大蔵委員会でも何度も申し上げてきたこととございまして、減税をしなければ日本経済は大変なことになるよと。そのたびごとに、与党三党あるいは当時他の野党であられたほかの党からも言われたことは、財源はどうするのだね、新進党の皆さんというふうなお話がよく出てきたわけですが、我々は、それに対して、大規模な減税をするのであればいつときの赤字公債の発行はやむなきかもしれない、しかし、それより以前にまだまだすることがある、それは、私が先ほど申し上げたように、今成立した財政構造改革法というような法律ではなくして、根本から国の予算編成のあり方を見直し、国の歳出の構造を直すような徹底した見直しで不要不急の事業を削っていく、そのことによる財政資金の余剰を減税に振り向けていくことができるのだということを主張してきたわけでございまして。

他方、橋本総理も、それから大蔵大臣も、いやいや財政は今均衡して行っているのだしたがって、減税をするのであれば特例公債に頼らざるを得ない、そしてそんなことはできないということを言いつけてこられたわけであります。

一例を申し上げます。平成十年、ことしの二月十八日のこれは本会議でありますけれども、羽田孜議員の質問に對して、羽田孜議員は減税をしろというふうに言っておられるわけですが、これは羽田議員の主張によれば、二兆円の特別減税があつたけれども、所得税、住民税等の三兆円の恒久減税等々をやっていくべきだという質問をしております。それに対して、橋本内閣総理大臣はこのように答えておられるわけですが、「減税についての御意見をいただきました。後世代への負担の先送りである特例公債の大量発行を伴う、そうした問題点もございまして」と否定的な見解を述べておられるわけですが、これは、大臣、全くおかしいではありませんか。

か。総理が去年末に途端に言い出した二兆円の特別減税で、現に九千億円の特別公債が増額されているのです。ところが総理は、昔も今も変わらず、減税をするにせよ特例公債に頼らざるを得ないからだめだ、こういうことを言っておられるわけですね。これはどんな人が見ても、政策が余りにもふたつに、一貫性がないと言われてもいたし方がないではありませんでしょうか。大臣、いかがでしょうか。

○松永国務大臣 大型の恒久的な減税というのは、今委員の御所論は、その財源は歳出の大幅な見直し、カットということでございまして、具体的にどこかのどの部分をカットするのかということが必要しも明確でないという我々の側の判断なんです。そうすると、それは財源は何ですかという話になってくるわけですね。総理の立論は、そういうことによつて明確な財源が示されていないとするならば、結局は特例公債に頼るということになるのではございませんか、こういう総理の立論だろふと思ひます。

さて、それならば、何で二兆円の特別減税をやることになったのかという御指摘だろふと思うのであります。この点については、もういろいろな機会に総理も答弁され、私も申し上げておるところでありますけれども、とにかく去年の秋深くなつてからのあのアジアの通貨・金融の危機、そして国内でも相次ぐ金融機関の破綻、こういう予期せざる事態が発生したこと等もあって、国内においては雇用不安も発生し、そして企業や消費者のマインドも非常に悪化してきた、これを何とかしなければならぬ、そういう考え方のもとに、文字どおり特例の措置として特別減税をされた、こういうことだと思ひます。

そうすると、財源がありませんものですから、先ほど主計局長が答弁したように、一兆近い特別公債によつて減税をざるを得なかった、この事態を乗り切るために、こういうのが今回の特別減税の措置であつたというふうに思ふわけでありまして、文字どおり特別の措置であつたという

こととございます。

○西田(猛)委員 御答弁いただきました。ありがとうございました。しかし、今大臣言われたように、特例、まさにその特例の措置として減税をしたのであります。このおっしゃいましたけれども、減税は平成七年も八年もやっていたわけでありまして、特別減税をですね。九年度も我々はちゃんとやりましようよと当初申し上げたのです。去年の春に、でも、それはだめだ、このおっしゃっていたのですよ。ところが、ここへ来てはまだ景気はほとんど悪くなるばかりだからということで、途端にやられたわけですね。しかも去年の十二月の末ごろになってそれを急に言い出したのですから、どうだい、できるかという相談を持ちかけられた財政当局は大変だったと思うのですよ。大蔵省の主計局、自治省の財政局は、それで、最初はできないと言ったという内部情報もあります。無理です。しかし、何とかならぬかということ、それじゃやりますよということになって出てきた結果が、今回の所得税法改正法案であり、地方税法、地方財政法、それから地方交付税法等の三法の改正法案であったわけですね。それを見てください。大臣、平成十年度にずれ込んでいます。二月からやります。三月からやります。しかし、それでもまだ減税し切れない分が残った。四月、五月と引いていくのですよ。しかも、住民税に至っては平成十年六月から引かれていくという形になって、十年年度にずれ込んだ措置なんですね。余りにも無理だという形が見えてございます。見る人が見たら、あるいは普通に見れば、これはもうわかってしまっておりまして、

私が申し上げたいのは、もちろん、減税がいけないと言っているのはありません。私たちは、もっと早く、もっと思い切った減税をする、それとともに思い切った財政の本当の構造改革をするということをお願いしてきたのでありまして、今大臣御答弁いただきましたけれども、それはもう何度も聞いています。しかし、私たちが申し上げたかったのは、今の橋本内閣の財政方針、財政政

策は、やはりどこか物足りないといいますが、本当に国民のためになることであるのかどうか、いま一つ私たちに訴えられておりません。そのことを申し上げたわけでありまして、

それとともに、一つ矛盾を御指摘申し上げたのは、その我々の減税要求に対してできないとおっしゃっていたのは、特例公債を発行しなさいといかないからだというようなことを言っていたのですけれども、やったら、やはり特例公債を発行されたわけですね。ですから、これはいろいろな意味で矛盾、そこあたりはこぼれが出てきているのであります。

そこで、大臣、もう一点お聞きしたいのは、本当は、これはもう根本的な現内閣の財政基本方針にかかわることですから、もっともつとめて、本当に我々が納得いくようなお答えがいただけるまで委員長預かりにでもしていただきたいような内容の質問だと思っております。しかし、そういうお答えしかいただけないので、もう一度お聞きいたしますが、通った財政構造改革法によっても、平成十年度は集中改革元年のほうであります。二〇〇四年の三月三十一日までに公債の対GDP比率を三%にまで圧縮しようという趣旨でありますから、平成十年度は改革元年なのですが、その十年年度にこれだけの、七兆一千三百億円の特別公債の発行を認めるような法律が出てきたこと自体、財政構造改革法の精神に反しているのではないのでしょうか。

○松永国務大臣 お答えいたします。

これも何回も言うことでありますが、財政構造改革法のポイントには、平成十五年度末までに特例公債をゼロにするということ、そして国、地方合わせた財政赤字をGDP比三%以下にすること、それから特例公債については毎年の発行高を前の年よりも少なくすること、ここあたりが財政構造改革法の主要なポイントだというふうに思うわけでありまして、その中で平成十年度の予算は編成されておるわけでありまして、平成九年度の発行高に比べてことしの発行高は減らしてあるわけ

ありますから、これは財政構造改革法に反するものではないというふうに思います。

○西田(猛)委員 少し減っているからおっしゃって、要するに、特例公債の額が少し減っているから財政構造改革の趣旨に反するものではない、このおっしゃっているわけですね。

大臣、それはちよつと立論がおかしいと思うんですね。というのは、平成九年度は財政構造改革法がかかっているんです。だから、平成九年度に当初七兆四千七百億、それから一次補正で一兆四百八十億円が加えられた特別公債があった。それに比べてというのは、これはちよつとおかしいと思います。というのは、九年度は財政構造改革法はかかっているわけですから、私が言っているのは、十年度からは集中改革元年なのに、それでもやはり特別公債をこれだけリザーブしておきますよという精神自体が財政構造改革法の趣旨に反しているんじゃないかということをお願い申し上げます。

この大蔵委員会で何度も議論したいわゆる金融システム安定化のための二法案がございました。あれはいろいろと議論もありましたけれども、ある意味では、金融システムの秩序維持、回復のための本質的な制度を含んだ部分もございました。しかし、この財政構造改革法は、何度も言いますけれども、毎年毎年の予算編成の過程でつくられている歳出削減のプログラムみたいなもの、予算編成の指針が閣議決定されていたわけですね。それを法律化しただけのものなんです。そんな中で、この二兆円の特別減税により、今主計局長からお答えがあった約九千億円の特別公債が上積みされてしましまして、要するに目標年度で目標数値が達成できるためのハードルがまた一段と高くなったんです。

さて、それで、財政当局からでも結構なんです。こうやって若干ハードルが高くなってしまう。今において、まだ目標年度に目標数値が達成できるといことが言明できるのでありましようか。

○藤井政府委員 お答え申し上げます。

先生おっしゃいました財政構造改革法、今大臣からもお答えございましたように、各種の目標が定められております。と同時に、各主要な経費等々におきましては、特に集中改革期間中、これについてはそれぞれキヤップが定められております。

これは先生十分御承知のこととは思いますが、でも、かつて私も、概算要求基準、いわゆるシーリングという方式をとっていたわけでございますが、これについての種々の御批判がございました。そういう御批判を踏まえまして、主要経費等々にキヤップを設けられたという経緯がございました。そして、その主要経費等々のキヤップにおきましては、あわせてそれぞれ制度改革等々が規定をされているわけでございます。社会保障で申し上げますと、医療、年金等におきましてそれぞれ制度改革の視点等が明記されているという状況でございます。

したがって、今先生おっしゃいましたように、確かに、先般提出いたしました中期財政試算等をあらためていただきました。要調整額が非常に大きな金額になっているということではございます。しかしながら、さきさきながら、そういう状況であればあるほど、制度改革等を一層行い、歳入歳出面の努力を行い、平成十五年度特別公債脱却等々の目標を達成すべく、財政当局としては精いっぱい努力をしていくべきものと考えております。

○西田(猛)委員 精いっぱい努力をされているということですが、今主計局長は、目標年度に目標数値が、いろいろな意味の目標が達成できるように精いっぱい努力をするとおっしゃったわけですね。そのころには、今の主計局長は大蔵省のどの辺にいらしたのか、あるいはもういらつしやなくなつてしまつておられるかもしれませんけれども、恐らく松永大蔵大臣はそれともせずと立派な政治家でいらつしやると思うのです。ですから、大臣の方から、これはひとつ政治の

リーディングアップとしての決意を御表明いただきたいと思うわけでございます。

それと、まとめてお答えをいただきたいのは、もちろん、それは政党が言っていることだから関係ない、そうだとしても、もしも万が一、この平成十年度予算が成立して、その後大型の補正予算を組むとして、その大型の補正予算の中身は、景気対策だと称してまた公共投資をしようというふうなことが言われています。

私も何度も申し上げているように、公共投資というものは本来景気対策とは何ら関係のないものであります。これは、国家の大計を考えて、国民の共通の資産としてのインフラをいかに効率的かつ国民のためになるように整備するかという観点からなされるものだと思ふのです。だけれども、今かまびすしく言われているのは、公共投資を補正予算で組んで景気対策をするんだというふうなことが言われています。もしもそういう補正予算を組むとしたら、赤字公債以外の財源は一体どうするんでしょうか。もしも赤字公債でそれを賄うのだとしたら、今堅持しておられる財政構造改革法の集中改革元年の趣旨にそれこそ反するでしょうし、もしも赤字公債以外の財源に求めるのだとしたら、一体何にお求めになるつもりですか。大臣。

○松永国務大臣 我が党の中で、今委員御指摘のように、必要な社会資本整備を補正予算で追加して進めよう、そしてそれが景気の回復に資するという考え方の議論がなされているということは私の耳にも入ってきます。入ってきますが、私の立場は、あと二週間後に迫っておる平成十年度について、きょうも予算委員会が審議がなされたわけでありまして、あの予算と、それからここで御審議を願っておる予算関連法案、それをなるべく早く成立をさせていただいて、九年度の補正予算と切れ目なく実行できるような状態をつくり上げてもらいたい、それを私はひたすらお願いする立場でございますから、党の方でいろいろ言っていることについて今の段階でコメント

することは、これはもう御勘弁願いたい、こう思う次第でございます。

○西田(猛)委員 財政構造改革法の趣旨についてはいかがでしょうか。政治家、大臣としての御決意を。

○松永国務大臣 先ほども申し上げましたように、現在の日本の財政状態、先進国の中で一番厳しい、悪い状態になっておるわけでありますから、後世のために、こういう状態をなるべく早く脱却していくということは非常に大事なことでありうに思っております。

したがって、非常に厳しいことでありますし、つらいことではありますけれども、財政構造改革法に定められておる目標、それを達成するために最大限の努力をしていくのが私は政治家として大事な務めだろう、こういうふうに思っております。

(井奥委員長代理退席、委員長着席)

○西田(猛)委員 もちろん、我々は今の大臣の御答弁で納得できるものではないのですけれども、これはもう本日に国会が始まって以来何度も何度もやってきたことでありまして、どうしても十分な御議論がいただけないと我々は思っております、残念なことですが。

そうこうしているうちに、今年の一月に始まったこの国会のさなかにも、だんだん事態の変化を受けて、今まで全く財政構造改革主義なんだと言っていた、減税なんかとんでもない、減税やるんだとたまたま特例公債発行しなきゃいけないんじゃないかというふうな言われていたそのお仲間の方から、これはもう減税しなきゃいけない、あるいは景気対策を打たなきゃいけないというふうな声が上がってきているのです。

これは、我々ももう何度も言っていることですけれども、本日の法治国家、あるいは議院内閣制が正常に機能している法治国家であれば、その内閣が今後政権を維持していくことはできないような状態なんだと私は思うのです。政策を変えなければいけないのであれば、それはそれなり

のやはり転換が必要であると思ひます。

今世界じゅうから我が国が見られていること、それから、これはまた金融二法案のときにも申しましたけれども、公的な資金を注入して日本の銀行あるいは金融機関の自己資本比率が幾らか上がったとしても、世界の資本市場で本場に日本の銀行などがコルをすぐに取れるような状態になるのかといえ、きつとそうじゃないと思うのです。それは、我が国全体、そして我が国の金融システム、財政システムに対する世界からの不信感がきわまっているから、そういうジャパン・プレミウムのような問題も出てきているのであるというふうに私は思っております。そこををよくお考えいただきたいと思っております。

特例公債法とともに今審議されておりますいわゆる関税関係の法律について、一つ伺いをしたいと思ひます。

これは、平成八年の十一月にWTOで採択された報告で、我が国のしゅうちゅう等の蒸留酒の酒税制度が内国民待遇ではないかというふうな言にされて、その是正措置を平成十年の二月一日までに実施しなければならぬとの仲裁判断がなされたことに基いていられるものであります。他方、これらの報告、仲裁判断を我が国が完全実施することができないための代償措置について、米、E.U.、カナダと協議を行い、合意に至った結果に基づく今回の措置だというふうな理解しておりますけれども、簡単に今回の措置について。

それから、これはやはりグローバルスタンダード、それから諸外国との円滑な通商という観点からも必要なことではありますけれども、他方、やはり我が国の歳入を支えている酒税をなりわいとしておられる皆様の立場もあります。そういう方たちへの急激な変化というものは、やはりこれは日本の社会の構造としては望ましくないものでありますから、それらについて政府としてどういうふうな対策をとってらっしゃるかというふうな考えでいらっしゃるのかをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○尾原政府委員 お答えいたします。

まず、私の方から経緯について簡単に話させていただきます。私の方から経緯について簡単に話させていただきます。

我が国の蒸留酒についての酒税問題でございますが、一昨年十一月、WTO勧告によりまして、カット三条違反であるという勧告が出たわけでございます。それで、昨年、平成九年度の税制改正の中におきまして、この勧告に対応するため酒税法の改正を行なうことになりました。

その際、急激にこのWTO勧告に対応するということになりましたと、お仕事をなさっている方に大変なインパクトを与えることになってまいりました。それで、所要の実施期間を設けてこの酒税法の改正を行うことにいたしました。なお、これはE.U.と交渉をいたしまして、その実施期間を設け実施することにしたわけでございます。

ところが、米、E.U.から、その実施期間が長過ぎるということでWTOに仲裁の要請がございました。その仲裁が、残念ながらことしの二月一日まで、つまり勧告が出たから十五カ月以内にすべての改正を実施すべきという旨の判断が昨年の二月に出されたわけでございます。

このWTOの仲裁判断を踏まえて、昨年の六月以降、米、E.U.と協議を重ねてまいりました。協議における米側の基本的な姿勢といえますのは、WTOの主要国である日本は、WTO協定の原則に従い、仲裁判断が示した実施期限、すなわち本年二月までにすべての改正を実施すべきであるというものでございました。これに對しまして、我が国の方からは、この実施期間というのはぜひとも必要である、仲裁判断とのおりの実施は困難であるので、WTO協定上認められております代償を組み合わせて解決を図りたいということで、繰り返し米側の理解を求めたわけでございます。その結果、昨年の十二月十五日、しゅうちゅう及びウイスキー類の最終税率への移行時期の繰り上げと蒸留酒の関税引き下げ等による代償措置を組み合わせることで米、E.U.との決着に至りまして、今回の改正の提案を当委員会にお願いしているところでございます。

なお、この対策の方につきましては国税庁の方からお話しさせていただきます。

○乾政府委員 業界に対する対策についてお答えいたします。

御案内のように、しゅうちゅうの乙類製造業者と申しますものはほとんどが中小零細企業でございますことから、まず、平成八年十一月のWTO勧告を受けました昨年の酒税法改正に当たりまして、業界の構造改善、それから経営の近代化の一層の促進を図ります観点から、日本酒造組合中央会にしようちゅう乙類業対策基金というのがかねてからあるわけでございまして、これは一般会計から資金を貸し付けまして、その運用益によりましていろいろな近代化支援事業を行ってるところでございますが、これに對しまして、昨年、平成八年度補正予算におきまして、同基金に二百億円の積み増しを行いまして、その基金からの運用益による事業の拡充を図ったところでございます。

さらに、今般、昨年十二月の日米協議の結果を受けまして、経営環境の一層の変化というものが見込まれることになったところでございまして、こうした中におきまして、しゅうちゅうの乙類製造業者は、環境問題という観点から、蒸留廃液、芋とかソバからしゅうちゅうを絞った廃液、かすというふうにお考えいただきたいと思っておりますけれども、そうしたものの環境整備の観点から、そうしたものを外部に投棄するのではなくて処理施設を整備していただくことをやっておりまして、今回、過日お認めいただきました平成九年度の補正予算におきまして、新たに百億円の資金を先ほど申し上げましたしゅうちゅう乙類業対策基金に貸し付けを行いまして、この果実によりましてこの処理施設の整備を進めていくことを支援することとしたところでございます。

このしゅうちゅう乙類製造業につきましては、このWTOの勧告を受けました事態の変化に對処しまして、緊急に業界の構造改善を図る必要がありますことから、平成九年十一月に大蔵大臣が新

たな近代化計画を策定したわけでございすけれども、それを受けて、現在、日本酒造組合中央会が構造改善計画というのを策定いたしまして、昨年十二月からこの計画に基づき事業に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○西田(猛)委員 我が国は今非常に厳しい経済状態に置かれていてございまして、今お話のあったような酒造業あるいは酒販業界に限らず、各般の企業が大変厳しい状況にあります。特例公債の話でも出てきましたけれども、これからの日本の抜本的な構造改革を行わなければならないというところなんではないかと。

そこで、これは一部の産業だけではなくして全体的な産業について少しお尋ねを申し上げたいと思っております。きょうは、大変夜遅くにお忙しい中恐縮ですが、通産省の産業政策局長にもおいでいただいております。これはこの後、私どもの自由党の小池委員の方から詳しく今般の法人税法等の改正法案について質問をさせていただくことになると思いますが、その法人税等のあり方についてお尋ねを申し上げたいのでございます。

大臣、まだお戻りじゃございませんが、私も考えているのは、一九八五年ぐらいまで、日本経済は本当に右肩上がりの大きな経済成長を行ってまいりました。しかし、その後、我々の高い経済成長を支えた外的な環境条件が大きく変化して、日本が国際的に変わらなければならないという部分が非常にふえてきたのだと思えます。例えば生産形態、流通形態、雇用形態などを、本当の意味での利潤の動機に基づいて、量的にも質的にも経済的なパフォーマンスに改善させていかなければならないのだというふうに考えております。

ところが、今まで我が国経済を支えてきた諸規制などが、これらの高い経済的パフォーマンスを求めて動く利潤追求活動を阻害している部分もございまして、また、それらの規制、監督自体になれば、業界そのものが、その競争を行わなければならない競争者そのものがそういうゆるま湯的な

体質に染まって、これを打破しようという気概が失せているということも言えるのだと思えます。

そこで、きょうおいでいただいたいる通産省の産業政策局長にお聞きしたいのですけれども、我が国の生産性のレベル、それから生産性の伸び率の低さというものが国際的にも非常に顕著であって、もう今や、ある意味で世界の孤児のような形になりつつある我が国経済を構造的に改革していくためには、どういう我が国の構造の部分かどうように変えられたら構造改革が推進されていくというふうにお考えになれますでしょうか。

○江崎政府委員 お答えいたします。

世界の経済、今どんどんグローバル化しているわけでございまして、特に情報化などですますその速度は加速しているわけでございすけれども、そうした中で、日本の経済社会システム、今先生御指摘のように、非常に高コスト構造ですとかあるいは企業の自由な活動を制約するものもろろの規制、こういった構造的な問題が顕在化しているのは御指摘のとおりだと思っております。

それから、今お話ございました生産性の伸びでございますけれども、これもバブルの崩壊以降伸びが悩んでおりまして、そういう意味で、我が国の経済社会システム、今まさに変革のときを迎えているという認識でございす。

それで、こうした状況に對しまして、政府としまして経済構造改革というものを最重要課題の一つというふうな位置づけをしております。これを解決するために、いかに国際的に魅力のある事業環境というものを日本の中につくっていくかというところが大切だという認識のもとに、行動計画というものが、これは閣議のレベルで決めておりまして、それによりまして、もうもろもろの企業に対する制約となつてくる規制の緩和とすとか、例えばこれは物流とかエネルギーとか、そういった分野でございすけれども、そういったものの規制の緩和とすとかあるいは雇用とすとか、あるいは企業の組織などに関するいろいろな制度、こういったものにつきましても、企業の自由なあるいは

は多様な選択を妨げているわけでございすけれども、こういったものの制度改革というものに取組んでいるところでございす。

それから、企業の側におきましても、競争原理の一層の導入が進みますと、自己責任原則の徹底が求められるわけでございまして、従来以上に創造性とかあるいは柔軟性を求められることになるのではないかとこのように思っています。

こうした変化に對しまして、経営者の決断のもとに効率的に経営資源を調達し、それを有効に活用するということで、既に資金調達とすとかあるいは雇用のあり方とか、あるいは企業組織のあり方に関しましてさまざまな企業側の取り組みが見られるわけでございす。

さらに、情報化ですとかあるいはソフト化が進む中にありまして、例えば終身雇用の問題ですとかあるいは従来系列と言われておりました長期的な取引関係の維持、こういった行動が必ずしも効率的ではなくなりまして、よりオープンといいますが、あるいはフレキシブルな企業の経営の優位性というものがだんだん高まってきているというところがあるかと思ひます。

私も通産省としまして、こうした企業の動きを支援するというところで、民間企業の業務革新につきましても、例えば事業革新法とすとかあるいは中小企業創造活動促進法といったような法律に基づきまして、既存の資源の有効活用による新しい生産方式の導入とすとかあるいは新しい販売方式の導入といったようなものにつきまして、税制とか金融上の措置を講じているところでございす。

こうした諸施策を引き続き講ずることによりまして、我が国経済の中長期的な発展が可能になるような経済社会システムを一日も早くつくるといふのが大切だというふうな考えております。

○西田(猛)委員 今御説明いただきましたような諸施策が本当に必要なのだと思ひます。

今通産省の方からお話をいただきました諸施策を行うのに、最も効果的でかつ適切な制度改革が

あるのですよね。大臣、これはもうよくおわかりのように、税制改革ですよ。もしもフリーハンドのままに税制改革ができるとしたら、これは本当に抜本的な、産業構造改革を招くような税制改革ができるのです。

ところが、我が国は当然財政赤字であります。ですから、フリーハンドというわけにはいきません。だけれども、税制改革というものが抜本的に行われれば、ある意味で産業構造を大きく変革して、これからの二十一世紀に向けての日本の経済ビジョンをつくっていくわけなのですが、ここにも残念ながら、橋本内閣の政策の考え方、もう一つわからない点があるのです。

今、六つの改革ということを内閣は言っておられるのですけれども、なぜ税制改革というものがこの六つの中に入っていないのですか、大臣。

○尾原政府委員 お答え申し上げます。

内閣の六つの改革になぜ税制改革が入っていないか、やや惜越でございますが、感じていただくことを申し上げさせていただきます。税制につきましては、二十年間、他の制度改革に先行して、時代の要請に応じた抜本的な改革が行われてきているというふうに考えてもよろしいのではないかと、いうふうに考えるわけでございます。

昭和六十三年、平成元年度の抜本改革がございました。ここにおきましては、個人所得課税を軽減いたしまして、法人税率の引き下げ、消費税の創設、あるいはこれに伴って、何がせいたくか、国が決めていた物品税が廃止になったわけでございます。それから先般の税制改革も、個人所得課税の軽減と消費課税の充実、さらには地方消費税を創設するという改革を行わせていただきました。これらはいずれも、少子・高齢化の進展といった経済社会の構造変化を踏まえたものでございまして、よく税制調査会の報告などでは、これも一種の構造改革であると考えていいのではないかと、いうような言い方もございます。

また、今度の平成十年度税制改正でございますが、経済構造改革の推進に寄与する観点からは、

法人税について、まさに税率、課税ベースの両面から改革を行うことにし、新規産業の創出、企業活力の発揮に大きく寄与すると期待している改正を行っておりまして、また、金融関係税制につきましても、金融システム改革に税制上適切に対応していくという観点から、有価証券取引税について税率を半減する、あるいは新たな金融商品について銀行持ち株会社、さらには新たな金融商品について適切な課税を検討していく等の措置を講じているというふうに考えているわけでございます。

○西田(猛)委員 詳しく御説明いただきました。しかしながら、冒頭局長が言われた、なぜ税制改革が六つの中に入っていないかといえ、それは今までの程度の構造的な改革が行われてきたからなのだというふうな御見解については、我々は必ずしも賛成しかねるところでございます。

例えば、大臣、ちよつと御見解をお伺いしたいのですけれども、こういう数字があるのです。今回の、今の法人税法等の改正で、法人税と法人事業税を合わせた国、地方の法人課税の実効税率が四六・三六%にまで下がる、これはアメリカより五%だけ高い水準にまで下がったというふうに誇示されております。

ところが他方、そういう法人課税の最高実効税率が適用される我が国の会社は、日本全国に大体二百三十万社とも二百五十万社とも言われているのですけれども、それらの法人のうち、わづか一%弱の法人にしかすぎない、こう言われているわけですね。そして、その法人が、実は利益計上している全法人の法人所得のうちの五八・三%にも達するということなのです。ですから、本当に一%弱の企業がほとんど半分以上法人税を納めているという統計数値があるのです。

これらの数字について、大臣、どういう感慨をお持ちですか。

○尾原政府委員 今先生の方から、まさに我が国の経済の一つの特徴のお話があったかと思えます。平成八年分の法人税率の適用状況でございますが、

が、全体の六五%が欠損法人でございまして、二五%が八百万円以下の中小法人でございまして、また、一〇%がその他の中小法人でございまして、一%弱が、今先生おっしゃられましたように、資本金一億円超の法人となっておりまして、また、法人所得の三十八兆五千億円のうち法人の所得は二十四兆五千億というところで、全体の六四%に上っております。

こういうことから申し上げますと、一つは、日本の法人のほとんどが中小法人である、また欠損法人の割合が高い、さらに法人所得のうち法人の所得が三分の二を占めているということなどが読み取れるかなというふうに思っております。

○西田(猛)委員 政治家としての大臣の感慨をお聞きしたかったのですけれども、すなわち、事はどきように、まだまだ改革を行っていかねればいけない税制というものはあるわけですね。例えば、きょうは自治省の当局にも来ていただいておりますけれども、あるこの委員会でも問題になっております、都道府県税としての法人事業税が外形課税化されるべきではないかということなのです。

簡単に答えを願いたいのですが、外形課税化することとしても、どういう形の外形課税にするべきかと考えますか。私は、所得型の付加価値税というふうな形がいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○片山説明員 外形課税を導入するとはした場合には、何を外形基準にするか、これが一番重要でございまして。

御指摘がありましたように、所得型といいますが、いわゆる加算型の付加価値をとることが、事業の活動量を客観的かつ公平にあらわしているの、一番理論的にすぐれているのではないかと、いう意見はもちろんだいございます。ただ、これ以外に、例えば事業所の面積でありますとか給与でありますとか、そういうものの方が客観的にとらえやすいのではないかというふうな意見もございまして、また、それらの組み合わせという方法もあるのではないかと、いう意見もあります。

いずれにいたしましても、どれをとっても一長一短あると私は思っておりますので、今後、何が外形の基準として一番ふさわしいか、さらに検討を加えてまいりたいと考えております。

○西田(猛)委員 税制改革に関する大蔵大臣の根本的なお考えをお聞きしたかったのですけれども、時間が参りましたので、次にいたします。ありがとうございます。

○村上委員長 次に、佐々木陸海君。

○佐々木(陸)委員 日本共産党の佐々木陸海でございます。

私、委員会で松永大蔵大臣に質問するのは初めてであります。大蔵不祥事を受けて就任した蔵相に、まず不祥事にかかわる政治姿勢について若干お聞きをしたいと思っております。

大蔵省で最初の逮捕者が一月の末に出まして、三塚大臣がかわられて松永大蔵大臣になられた。そして大蔵省内でいろいろな内部調査を進めているということですが、そういうようなもので、三月五日に、橋本証券局長総務課長補佐らが新しい大蔵大臣のもとで逮捕をされました。

三月六日付の読売新聞によりますと、この大蔵省の内部調査は一月から進められていたわけでありまして、橋本客疑者は金融機関から接待を受けたことを二月初旬に自己申告し、その上司が事情聴取をした上で二月半ばに金融服務監査官室に、調査と処分が必要と思われると報告をし、監査官室は、もう少し詳しく事情を聞くようとして差し戻したという報道がありました。

最初に大臣にお聞きしたいのですが、この橋本客疑者の自主申告の文書というものを大臣お読みになりましたでしょうか。

○武藤政府委員 ただいま委員が御指摘になりました橋本の申告、それから、それに対して調査と処分が必要と思われるという報告を上げていたという新聞記事があるのは事実でありますけれども、それは事実ではございません。そういうような報告が上に上がってきてはおりません。あの段階では、まさに本人と服務管理官の間で話し合い

を進めていたという、その中途段階でございいます。したがって、この報告書が、大臣はもちろんでございませうけれども、上の方にもまだ上がつてこない、そういう段階でございました。

○佐々木(陸)委員　しかし、その時点で、何らかのその問題についての、榊原容疑者についての自主申告みたいなものは出ていたわけですね。

○武藤政府委員　この調査を進めるに当たりまして、私どもはそれぞれヒアリングをしておりまして、ございませう。この際、自分の記憶あるいは何らかの記録に基づきまして、まずメモをつくってもらうということでありまして、そのメモはそれぞれ本人がつくっております。そのヒアリングをやっている最中であつた、こういうこととございませう。

○佐々木(陸)委員　榊原容疑者はそのメモの中で、接待を受けた事実なんかを述べていたのですか、いなかったのですか。いたのですか。

○武藤政府委員　このメモは、それぞれ会食をいつ、どういう相手と、どんなメンバーでやったかというようなことについて書いていたわけであつたわけであつた。それがどのような趣旨であるかと、そういうものはヒアリングをしていかなければならぬわけであつた。ですから、そういう自分なりのメモはつくつたということでありまして、それがすべて真実なのか、そういうこともわからないわけであつた。それから、まさに調査の途中段階であつた、こういうふうにし上げていくわけであつた。

○佐々木(陸)委員　それはよくわかりました。そこで大蔵大臣、榊原容疑者が逮捕されたという時点で立て、そういう調査は内部で進んできつたわけですから、大臣として、榊原容疑者についての調査がどんなふうに進んでいて、どんなことが出ていたかということ、特別にそのときにお調べになりましたか。

○松永国務大臣　今官房長が御答弁申し上げましたように、まず書面が出ておまして、書面に基づいてこれから本格的な調査をしようという段階

に、逮捕されて身柄を持っていかれたということでありませう。

逮捕状の被疑事実によりまして、これは委員よく御承知でございませうが、実は、野村、日興、住友、この三社から合計三十八回、そういう被疑事実で逮捕されておるわけでありませう。これは、野村、日興、住友、いずれも捜査当局の方は接待に関する資料を当局に出させておつたと見えまして、それに基づいて捜査を続けていった結果としてこの逮捕がなされたものと私は想像いたします。

ところが、実は我々の調査の方では、残念ながら、接待をしたと思われる側の方は資料が持つていかれて、ないということもありませう。裏づけとなる調査がなかなか難しいという面があるものですから、そこで、調査は非常に苦労しながらやつていくという状況が現在の状況であります。

○佐々木(陸)委員　そうするのとあれですか、一月の末から行われていた省内の調査の中で、榊原容疑者が逮捕された時点で被疑事実が明らかになつた。それで、その被疑事実を照らしみて、榊原容疑者が自主申告はどの程度のことをしていったか、どの程度のことをその調査によつてつかめていたかというものは全然確かでないと思いませんか。

○松永国務大臣　そういう意味ではございませう。先ほど申し上げましたのは、逮捕された逮捕状の被疑事実がこうなつていまして、こう申し上げたわけでありませう。

それで、その被疑事実関係は捜査当局が目下厳しく捜査をしているものと想像するわけでありませう。したがつて、この関係については、今の段階では捜査当局の厳しい捜査にまつしかありません。

○佐々木(陸)委員　その結果はいいのです。被疑事実がああいうふうになり明かになつていくわけでしょう。それで、そのときまでに大蔵省の内部で調査を一月からやつてきているわけですね、一月の末から。やつてきているわけですね、ヒア

リングをやつたりしながら調査をしております。そこで、榊原容疑者について、その時点までに大蔵省の調査でつかんでた事実と被疑事実との間にどんな相関関係があるか、それを比べてみたことはあるのですか。

○武藤政府委員　榊原のケースについての御質問でございませうが、一般的に、捜査の対象になつていような者がまずから申告するということについては、これは客観的にと申しますか、本人がすべてありのままに申し立ててくるということが、実際問題としてなかなか簡単なことではないといふふうに思われます。

それで、私どもは、検査の捜査がどこまで進んでおるかとか、実際にそういう対象になつておるのかどうかにつきましては、もちろんいろいろ報道等で知るぐらいが限界でございませうけれども、しかし、そうなたときにはむしろ捜査当局の捜査にお任せして、もちろん並行して調査はやりませうけれども、その調査で物事を解決するといふのはなかなか難しいことだと思ひます。

したがらうと、私どもは、それを比較して、だからどうだとかこうだとか、そういうことではなくて、むしろ捜査に協力するのが我々の考え方だといふふうな考えでございませう。

○佐々木(陸)委員　ちよつと質問を取り違えておられるようなので、もう一回わかりやすく言ひませう。

今、大蔵省で内部調査をやつておられると大蔵大臣は繰り返して言つておられるわけですね。私、そのことを疑つておられるわけありません。

しかし、その大蔵省の内部で行つておられる今の調査というものがどれだけ核心に迫り得るものなのかという点を考える際に、一月から調査をやつていた、榊原容疑者についても何か聞いていたに違ひない、メモも出されていたに違ひない。そのメモを大蔵大臣が取り寄せてごらんになつて、そして被疑事実と比べてみて、大蔵省の調査能力といふのはどこまで真実が確かめられるものか、あるいは自主申告といふのはどこまで真実が確かめられるもの

なのかといふようなことを確かめてみられたかといふことをお聞きしているのです。逮捕の時点で立つて、これは大事な点だと思ひます。

○武藤政府委員　被疑事実で述べられていることは、御承知のとおり、何回とか、具体的な日付はわかりませう。したがらうと、厳密な意味では比べようがございませう。したがらうと、私どもは、そういう被疑事実と申告を比べてどうだといふようなことに、何か自主申告の信憑性をそういう観点でとらえるといふのは、実際問題としてなかなか難しいのではないかとはいふふうに考えております。

むしろ、そういうことと関係なく、できる限り真実を申告してくれるようをお願いすると同時に、我々は我々なりにいろいろな観点から各種の情報を収集してより精度の高いものにするということでありませうが、あくまでも強制捜査権に基づく検査の捜査とは違つて、これは限界があるといふことは申し上げざるを得ないと思ひます。

○佐々木(陸)委員　それは私、百も承知の上なんです。警察と同じような調査が大蔵省の中でできるとは思ひないのですよ。

しかし、大蔵省が今これだけ疑惑にさらされていて、そして中で調査をしているわけですから、その自浄能力といふものが一体どの程度のものなのかといふことくらいはせめて示してもらひないかと、よくわからぬやないですか。結果の報告はまだこれからずつと先になるというお話なんです。

ですから、榊原容疑者の具体的な事実をとらえてみて、どの程度のことを彼は言つていたのか、そしてどの程度のことを聴取してわかつていたのか、それと被疑事実と比べてみたらどうなのかといふくらいは、ここにはちゃんと出していただければ、ああ大蔵省の調査でどこまでわかるんだなといふことを我々が知ることができるわけですよ。その客観的な状況を教えてほしい、大臣はそれに関心を持って調べましたかといふことをお聞きしているわけですね。

○松永國務大臣 まだ調査の途中でございます。

というのは、委員には初めてかもしれないけれども、前にも申し上げたわけでありましてけれども、まず本人が、自分の記憶あるいは自分の日記帳なり手帳なりがあればそれらも参考にしながら、自分の良心に従って、自主的に紙に書いて出してもらう。それに基づいて、直接の監督者、服務管理官にそれを出してもらう。服務管理官が本人からいろいろなことを聞く。そうした上で、新たに設けられた金融服務監査官室、ここできらにチェックをし、ほかの資料とも突き合わせをする。そういったことをしながらだんだん上がってくるわけでありまして、まだ私のところまで来るような段階ではないということを申し上げておるわけでありまして。

○佐々木(陸)委員 私、質問するのは初めてですけれども、大臣はそういうことを答弁しておられますから、それを五百五十人について今やっておられるということは承知しているのです。

しかし、大臣も、そういう調査を命じてやらせているからには、それがどの程度真実に到達できるものなのかということには常に関心を持っておられなきや困るわけでありまして、榊原容疑者が逮捕された時点で立って、その榊原容疑者がどんな申告書を出していたか、この逮捕者という個別の問題について具体的に大臣が関心を持って、どうなんだろうと調べるようなことは全然していないのか。しておられなかったということのようですけれども。

やはり、それは大臣の政治姿勢として、私は率直に言って、大臣が就任されてから初めての逮捕者が出たわけでしょう。そして、それまでに省内で一定の調査もしてきているわけでしょう。その調査がどういふところまでいけるものなのかという点で、早速榊原容疑者関係のものを取り寄せて調べてみて、そして必要な指示もするということが大臣としてはなされてしかるべきじゃないかというのを私は申し上げているつもりなんです。

○松永國務大臣 先ほど官房長がお答え申し上げ

ましたとおりでありまして、まだそこまでしか来ていなかったということでございます。

○佐々木(陸)委員 まあ、いいです。

五百五十人の一般的な調査の問題ではなくて、逮捕された人が出たという時点で、その逮捕者についてどんな調査ができていたのだろうか、どんな申告がなされていたのだろうかということ、本当に真相を解明しようとする立場に立つておられたら、関心を持って、その事例だけについては特別に大臣が命じて調べることもできるはずなんです。それから、調べていてしかるべきじゃないかというのを私は申し上げておるわけでありまして。

正直申し上げて、大蔵省内部で調査しておられるということですが、大蔵大臣もいらして、これまで信頼できるのか。大蔵大臣もいらしておられるというふうにおっしゃっていますけれども、我々もいらしてらっしゃっているのですよ。

つまり、この問題での本質というのは、こういう国会の審議のあり方にもかかわってくる問題だと私は申し上げたいと思うのです。

この大蔵省汚職は何が出てくるかわからない、だが逮捕されるかわからない、国民はそう思っているわけですよ。そして、今まで何人かの逮捕、それからまた不幸にして自殺者も出ましたけれども、本当に疑惑があるのはこのレベルじゃない、もっと高いレベルだということを大部分の国民は思っているわけですよ。率直に言って、そして、この委員会、例えば答弁席に立つその答弁者があすはどうなるかということでは、本当に質問にならないわけでしょう。ここまで不信が広がっているならば、まじめに質問した方が後で笑い物になるというところまで正直言っており得るわけでありまして。

大蔵省の自己検閲と刷新の能力、自浄作用、そういう能力が一体どこまであるのか、今のところそれに頼るしかないという状況に我々は置かれておるわけですから、その能力が確かだという保証は何もないわけですよ。

大臣、では、お聞きしますけれども、この委員会に今並んでおられる答弁者の方々は、業界の接待

などに断じて汚染されていないということを根拠を持って保証できますか。

○松永國務大臣 保証する資料は私にはありません。ここにいらつしやる方も内部調査の対象だろう、こう思っております。またその途中でありまして、保証する立場にはありません。

○佐々木(陸)委員 当然そういうことだろうと思うのです。ですから、私、さつき国会審議の根本にもかかわるということも申し上げたのですが、局長とか審議官クラスについては、五百五十人の中に一人ということではなくて、率先して、優先して調査をし、結果を公表する、発表する、そういうことをするおつもりはありませんか。

○松永國務大臣 せっかくの委員のアドバイスといひましようか、申し出ではございますけれども、一つのアイデアとは思っているのですよ、思っていますけれども、それだけ別に分けて調査する、こういうことは今までしていないわけでありまして、今直ちにそれをする、こういうことを申し上げるわけにはまいりません。やはり手順を踏んで進めていきたいな、こう思っているわけですよ。

○佐々木(陸)委員 しかし、手順というところになれば、私もからいえば、この国会でどうやって大蔵省の皆さんを相手に審議するわけですか、その審議をする相手は少なくとも大丈夫だということ、これを率先してやるという手順は、何か間違ったことを言っているというふうには私は思いません。今大臣も一つのアイデアだというふうには評価をされましたけれども、やるつもりはない、これはやはり解せないところでありまして。

そういう点を何も明らかにしないまま、大蔵省が作成した予算や法案だけは粛々と推進する、そしてそれらの法案をめぐって業界の接待など断じてなかった、接待等によるゆがみなどは絶対にならない証明があるかといえ、証明はないし、証明までも求めないでいいわけでもない、そういう心証も今の段階では得られない、質問者として、ばそういう立場だとおっしゃるを得ないですよ。だから、私、少し大げさな言い方をさせていただきますと、

もうこれは審議できません、座ります、大臣どうしますかということも、正直言っている気持ちはなる、そういう状況じゃないかと思うのです。ですから、その意味では、大蔵省が今やっているその内部の調査というものを一刻も早くきちんとさせて発表していただく必要があるし、私は、必要などころ、できるところから早くきちんとやっていただくという点では、その榊原容疑者に関してどんなところで調査がいったのか、そんな資料をこへ出すことはできないのか、それからまた、この答弁に出てくるような人について優先して調査し、その結果は早く公表するということ、どちらでもできないのか、重ねて大蔵大臣にお伺いをしたいと思います。

○松永國務大臣 榊原については、先ほど申し上げたとおり、身柄を捜査当局に持っていかれておるわけでありまして、恐らく関連の資料も捜査当局が押収するなり、任意提出を受けて持つておるものというふうな想像いたします。そういう状況でありますから、これは実際問題からすれば、捜査当局の厳格な捜査にまづしかるべき、身柄がないのですから、聞き取り調査をするにしてもいいのでございまして。そういうことであります。

それからもう一つは、私自身、委員もよく御承知のとおり、けさも九時から十時過ぎまで全部体をとられておるわけでありまして、きのうも同じような状態で十一時までかかりました。そういう状況でありますので、いらいらするぐらい、実はこちらの方もあつた、内部調査のこともあるし、とにかく、こちらの方はこちらの方として大事な法案の審議でありますから、一生懸命勉強しながら答弁に立たせていただいている。それで、余裕がもう少しあれば、もう少し調査についての陣頭指揮もできるわけでありまして、残念ながら、今のところはちよつと体のすきがない、そのためにいらいらしているということを申し上げたわけでございます。

○佐々木(陸)委員 私の方も率直に言っていらいらしているとお申し上げるを得ないと思うので

す。

そして、神原容疑者の問題については先ほどからずつと誤解されているようなのですが、彼についての犯罪事実をここで調べようなんて言っているわけじゃないのです。彼は大蔵省内の調査が始まって三月に逮捕されているわけだから、それまでの彼に対する調査というものはどのくらいできたのだろうか、それが大蔵省の省内で先行われている調査なるものの信頼性を示すか示さないか、その資料になり得るではないかということをお私に申し上げて、そういうものを出していただきたいということをお申し上げますが、もうやめておきます。

ちよつと法案の方も質問しないわけにはいきませんから、少し質問させていただきます。

公債法案の方ですが、赤字国債三千四百億円減額、それから公債依存率二〇・〇％になるということをおっしゃるわけですが、財政構造改革法での目標は、赤字国債発行を二〇〇三年度までにゼロにする、それまでに年々減額してゼロにするという目標でありましたが、当初の目標に比べれば、今回の減額は四分の一の三千四百億円の減額にとどまっております。この結果に立って、財政法を前提にすると、九十九年度以降は年々一・四兆円の削減が必要になっていくことになると思いますが、間違いありませんか。

○藤井政府委員 お答えいたします。

今先生おっしゃいましたように、計数的には、昨年の財政事情の試算におきましては、十年度につきまして一兆二千四百五十億円の機械的な減額幅を置いていたものが、現実の予算では三千四百億円の減額にとどまっております。そして十年度の特例公債発行額、これを前提といたしまして五年間で仮に機械的に減額するといえますと、約一・四兆円という先生のおっしゃる数字でございます。

○佐々木(陸)委員 去年の十一月の時点ではおよそ一・二五兆円ですか、それを毎年減らしていかなきゃならぬということだった。それがもうそれ

から数カ月もたないうちにこれが一・四兆円にふえてしまったということですよ。そして一月に出した大蔵省の試算でも、二〇〇三年度に赤字国債をゼロにするとするれば、二〇〇三年度までに必要な調整額の合計は少なくとも十四兆円、多い場合では二十七兆円になるとも、うなずいておられますから、間違いはない。

大蔵大臣、こんな財源があるわけだし、大増税とかあるいは国民生活や福祉にさらに大なたを振るうということなしには、この目標は到底達成が不可能になってきているのじやありませんか。

○藤井政府委員 先生がおっしゃいましたように、要調整額、例えば十一年度の要調整額で申し上げますと、約三兆円程度の要調整額という大きなことになっておりますし、後半の年度でさらに大きな要調整額ということもございますので、極めて容易ならざる状況にあるということはおっしゃる通りだと思います。

しかし、その中で、先般も大蔵大臣御答弁されましたように、財政当局としては精いっぱい努力をしていくということ、財政改革の緊要性というものに思いをいたして頑張っていくというふうに思っております。

○佐々木(陸)委員 容易ならぬ、並々ならないということをおっしゃるのですけれども、今私が言った数字も、これも率直に言つてつかの間の数字にすぎないと思うのですよ。

去年の十一月に一・二五兆円、それが今一・四兆円になっております。これは聞いてもお答えになりませんが、聞かれませんけれども、九十八年度予算が成立した後、大型の補正ということが大々的に与党の中で言われているわけでありまして、そういう補正予算が出される可能性が極めて大きい、これは一方面的に私、言うだけにしておきますけれども、

それで、今この法案が提案されて、今の予算が審議されているわけですが、九十八年度、赤字国債を財政法の限度まで出すとすると、あと幾ら出せますか。

(坂井委員長代理退席、委員長着席)

○藤井政府委員 お答え申し上げます。

財政構造改革法の特例公債の発行額、これは各年度縮減ということが法律に規定されております。極めて機械的に計算をいたしますと、九年度の発行額に對しまして、十年度は一兆三千八百八十億円の、いわば天井といえますが、すき間があるということとは、数字上はそうなっております。

○佐々木(陸)委員 ついでに数字の問題だけお聞きしますけれども、その限度額いっぱい出してしまったとすると、来年度から減らしていかなければならぬ額は、さっき一・四兆と言いましたが、今度は一・六八兆くらいになることも間違いありませんか。

○藤井政府委員 今手元に数字がございませんので確たることは申し上げられませんが、単純に申し上げますと、一・四兆円程度が仮に上乗せになり、かつ今度は分母の部分、割る部分が五から四ということになりますから、一兆四千を四で割った数字というふうなことになるのかなというふうには思います。ただ、これはあくまでも機械的な数字であるということは繰り返して申し上げさせていただきます。

○佐々木(陸)委員 補正予算がどうかということ、大臣の頭の中には本予算を通すことしかないという答弁しか返ってきませんからお聞きします。しかし、大臣、率直に言いますと、これも本当

はこの委員会の審議をゆがめるものと私は申し上げたいと思うのです。答弁者の信頼性という問題がある。同時に、もう与党は、本当に、景気の対策のために大型の補正を組むのだということとは、当然の前のような話になっている。それなのに大蔵大臣と首相だけは、今の予算しか頭にございません。頭にございませんのはそうかも知れないけれども、そこまで疑いやしませんけれども、しかし、現実に進んでいるのは、それで終わるわけではないわけですから、この審議もそういうことで、それ以上のことには一切触れませんがよいということになってしまふと本当にまともな審議にはならな

いという、その問題ももう一つの審議をゆがめる問題として私は指摘しておかなければならぬと思うのです。

いずれにしても、この大型補正予算が例えば四月に組まれて、そこで限度額ぎりぎりまで赤字国債が出されるということになれば、去年の十一月の段階では毎年一・二五兆円減らしていかなければいかぬ、それがこの一月には一・四兆円になり、それがもうその補正を経た後は一・七兆円くらいになっていく。もともとが大変な数字だったのが、そういうことになっていけば、さっき申し上げましたように、国民の生活や福祉、そういった面に本当に大なたを振るう、同時に消費税の大幅増税をさらにやるというようなことをしなければ、とてもじゃないけれども赤字国債二〇〇三年度ゼロというふうなことはできっこない。だが考えただつてそういうことにはなるのではないかと、ううに思うのですが、大蔵大臣、いかがでしょうか。

○松永国務大臣 あと二週間すれば平成十年度に入るわけでありまして、平成十年度の予算を九年度の補正予算と切れ目なく執行できるような状態にするというところが極めて重要なことだ、同時にまた、その平成十年度予算の関連法案、今御審議を願っている法人税法の改正を含めて、それが極めて重要だ、これは私と総理だけが言うのではありませんが、全閣僚はそう言っているはずでございます。

なお、今委員申されましたように、平成十五年度までにあの財政構造改革法に書いてある達成事項、これを達成するということは大変難しいことであるということはおもひやかれます。しかし、今の我が国の財政事情を考えると、少なくとも後世代の人に多額の借金を負わせるようなことはしてはならないと思ひますし、世代間の負担の不公平をもたらしつていけませんし、あるいは、いわゆる財政の硬直化を招くというような状態も避けなければなりません。

そういうことを考えますと、厳しゅうござい

の目標を達成するためにやっていかなければならぬというふうには私は思います。

○佐々木(陸)委員 大変厳しいというお話がありました。四月の補正でまた赤字国債を目いっぱい出すというふうなことをやっていけば、本当にこの財政法の目指すような目標というのは、つまり二〇〇三年度に赤字国債ゼロにするというふうな目標は到底達成できない。達成できないけれども、それだけではなくて、この財政法が国民に対してかぶせてくる、制度改正というふうなことをさつき答弁もありましたけれども、そういう形で国民に対しての暮らしや福祉をさらに痛めつけるという方向を本場に強行するというところにしかない。そういう意味では、財政法というふうなものはこの際廃止して、本場に国民本位の経済の方向に進み直すべきだということを私は申し上げておきたいと思ひます。

関税の問題について質問する時間がほとんどなくなつてしまいましたが、一言聞いておきます。保税地域の許可の承継問題で、許可を受けている者が死亡した場合あるいは合併等により解散した場合に、これまでは許可の失効であつたのが、今度は合併後の新法人や相続人が承継できるというふうになりましたが、その理由はなぜでしょうか、簡単に説明してください。

○斎藤(徹)政府委員 保税地域の許可を受けた法人が合併により解散した場合などにつきましては、現行法の規定では、さらに保税の許可を受けようとする場合には新たに税関長に許可申請を行う必要がございます。今御審議いただいております関税定率法等の一部を改正する法律案の中では、そうした合併の場合に、改めて許可申請をしなくても、承認を受けるだけで地位を承継できるという規定を設けておりますけれども、その趣旨は手続の簡素化を図る点にございます。

○佐々木(陸)委員 こういうものを利用して大手物流業者がこういうところへの支配を強めるといふ懸念があるということを、私は率直に申し上げておかざるを得ないと思ひます。

そして、先ほどしようちゆうの問題について議論がありましたが、去年の酒税法の改正で決めた方向を、またさらにこうして一年前倒しとか五カ月前倒しとかいうことをせざるを得なくなつてきている。そしてそれに対する一定の措置は講じているようでございますけれども、これはしようちゆう業者なり製造業者に対する打撃を一番大きくするものだ、そういう点での懸念を強めざるを得ないということを申し上げまして、質問を終わります。

○村上委員長 次に、内閣提出、法人税法等の一部を改正する法律案、租税特別措置法等の一部を改正する法律案及び電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律案の各案を議題といたします。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。
各案審査のため、本日、参考人として日本銀行副総裁福井俊彦君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○村上委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○村上委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小池百合子君。

○小池委員 自由党の小池百合子でございます。大変夜遅い時間になりましたが、参考人にも御足労おかけいたしました。きのう、きょうと深夜にわたりましたこの大蔵委員会、皆さんもお疲れのことと存じますが、審議を伺っております。たまにはこういう机の上に置いてあるものも見たくなりまして、この大蔵省広報とされている「ファイナンス」二月号、皆さんのお手元にもあるかと思いますが、私もじっくり拝読をさせていただきます。中には非常にわかりやすく、いろいろと大蔵関連の法律、また行政の執行に絡ん

でのさまざまなことが取り上げられておりまして、参考になるところでございます。

ただ、大変気になりましたのは、まず一点は、今おられませんが、表紙あけてのところに塩崎恭久大蔵政務次官のエッセーが載っております。「政務次官として大蔵省にお邪魔して早くも約半年近くが経とうとしています。」というふうなことで書き出しがございまして。政務次官は大蔵省にお邪魔しているというの、私はおかしいのではないかと思います。ましてや副大臣として、もと大蔵省の、もしくは各省庁のかねめとして役割が期待されているわけでございます。現職政務次官におかれる方々、やはりお邪魔するということ意識があつたならば、今のこのような行政と政治の関係、こういうことは基礎から直す、その思いがなければいつまでたつてもこの霞が関、そして永田町の問題というのは解決ならないのではないかと、いうふうに思うわけでございます。

そして、今度は一番後ろの方をひっくり返してみますと、「編集後記」として広報室長のエッセーといひましようか、まさに後記が載つております。最初の方では、「一月末、大蔵省の関係ではトップの異動が相次ぎました。一月三十日、小村事務次官から田波耕治新次官への交替、同日夜松永光新大臣の就任となりました。重ねて宜しくお願ひします。」と、この五行が書いてあるのみで、あとは印象派の絵画の展覧会に行つたというふうなお話が続いているわけでございます。そして最後には、成人の日に関して、「成人の日も十六センチを超える大雪となり新成人も雪の中の厳しい果立ちとなりましたが、一人前の大人、社会の立派な構成員として大きく羽ばたくことを祈りたいものです。」というふうに結んでおられます。これはまさに今最も国民がその成り行きを注目している、そして新しい出発を望んでいるはずの大蔵省そのものの広報の雑誌でございます。

それに対して、もちろん皆様方にははスキヤンダルの問題、不祥事の問題を徹底して追及し、そして改めていただくと同時に、実際の行政に

しっかりとまじめに取り組んでいただきたいという、この両面があるわけでございますが、この中には、今町にもあふれているこの大蔵省の不祥事の問題については一言も触れていないのであります。まさに身内に甘いという体質を体現したのがこの雑誌、この広報誌ではないかということをこの二日間座っている間に発見したわけでございまして、本来質問するところでございますが、これは、私は今こういった大蔵省の姿勢、全体の姿勢こそが問われているという意味で最初に取り上げさせていただきます。

大蔵大臣、いかがお考えになりますでしょうか。
○松永国務大臣 まず、塩崎政務次官の話でございますが、「お邪魔して」という言葉はそんな気持ちで表現したのじゃないと思うのでありますけれども、表現の仕方がうまくなかつたな、もう少し堂々とした表現の方がいいのじゃないか、こういうふうには思ひましたが、実際は、塩崎政務次官は参議院出身でありまして、参議院の方では委員会審議その他に大いに活躍をしてくれておるといふことを申し添えておきたいと思ひます。

それから、その大蔵省の広報誌の中に、不祥事について厳しい反省、そして大蔵省を立て直すためにみんな心を新たに立派な大蔵省にしていこうという意欲がその雑誌の中から読み取れないとするならば、それは大変遺憾なことだといふふうに思ひます。

○小池委員 まさに大蔵省の官僚、職員の皆様は公僕としてその行政をしっかりとまじめにやっていたことが最も望まれていることとございまして、今はこれまでの日本のなと申しましようか、大蔵省のなと申しましようか、グローバルスタンダードにはほど遠い慣行を改める最大の機会でございます。よつて、私は、不祥事の問題を解明する、そして責任をとつていただく方にはしっかりと責任をとつていただくと同時に、本場にまじめにやっている方々にはモラルを高めていただいで、そしてビッグバンを備えている日本の金融、そして経済、そのかなめとして、重鎮として立派

な役割を果たしていただきたい、そういう思いで最初に取り上げさせていただいたわけでございます。

それでは、早速、本日の法人税法等の一部を改正する法律案に関係いたしまして、法人税のことについて御質問をさせていただきます。

まず、その前に私も自由党の考え方を申し上げさせていただきます。やはりグローバルスタンダード、そして国際競争力、さらには新しい産業を育てるためといったような意味で、活力ある経済を育てるためにもその担い手である企業に立派に働いていただきたい、そういう思いを込めましてこの法人税に対する取り組みをしていくわけでございますが、一言で申しますと、基本税率の引き下げ、連結納税制度の導入によって実効税率を四〇％に引き下げて計四兆円の減税を目指す。これによって、単なる景気回復をねらうのではなく、中長期的に日本経済の活力を取り戻すということを基本に考えている政策を打ち出させていただいていくところでございます。

本日、折しもイギリスで法人税の一％の下げということが発表されたところでございます。御承知のように、イギリスはEUの中でも最も法人税が低い国でございます。三・一％という極めて低い税率のところにさらに一％を下げた三・〇％にしよう、まさに今EUの中で各国の税率をどうするか、そういう議論が盛んなところに、イギリスはいち早くこの法人税のさらなる低減ということを打ち出したわけでございます。

まさに欧州の中で、そして広くは世界全体の中で、この税率引き下げということによる魅力的な経済、そしてマーケットをつくり出すという国際競争が起きているところでございまして、今回の法人税率の引き下げ、これはかなり大胆に踏み込んだとされておられるようではございませんけれども、私ももちろん考えますと、まだまだ不十分であるというふうに思うわけでございます。ですからまずその一点、これを指摘させていただき

たいと思います。

そして、これはかねてより私どもの同僚議員の方からも主張があったと思いますが、私どもは、あの持ち株会社を解禁したという歴史的な流れをつくっておきながら連結納税制度を導入しないというのには、まことに中途半端な措置であると言わざるを得ないと思います。野球をやってもいいよ、ただしバットやボールはありまじやんと言っているようなもので、せっかく持ち株会社というのをスタートさせておきながら連結納税を認めないということは、まことに不十分でございます。

この連結納税についてのお考えが今回欠落しているというところは一体どうなのか、そして今回の法人税率は国際競争その他に十分対応できるものと自負しておられるのか、この点について伺いたいと思います。

○尾原政府委員 二点お尋ねがございました。

今回の法人課税でございますが、課税ベースを適正化するということと同時に、税率の引き下げを思い切って行いまして、実効税率で四九・九八から四六・三六％に引き下げることを御提案申し上げていくわけでございます。これにより、国税でございます法人税の基本税率は、三％引き下げられまして三・四・五％ということになりました。この水準は、シャープ税制以降最も低い水準でございます。また、各国比較を行いましても、既に他の主要先進国並みかまたはそれ以下の水準になるというふうに認識しているわけでございます。

なお、今後の法人課税の実効税率のあり方でございますが、平成十年度の税制改正に関する答申でも書かれてございますが、まさに今後は、事業税における外形標準課税の検討が法人課税の実効税率の議論にもつながることを念頭に置きながら検討を進めることが適当というふうに指摘されております。この政府税制調査会で検討が進められていくというふうに考えているわけでございます。

なお、イギリスの法人税率についてのお話がございました。一言申し上げますと、イギリスの租

税負担率でございますが、三八・三％でございます。他方、日本でございまして、二四・五％というふうになっていることも御指摘させていただきたいと思っております。

それから、連結納税の話がございました。恐らく、持ち株会社の実効を上げるためには連結納税制度の導入が必要ではないかというお尋ねであつたかと思ひます。

実は、この連結納税でございますが、現在の商法などの制度は、基本的に法人ごとに課税するということになってございます。したがって、連結納税制度は、これまでの法人税制の基本的考え方を変更することにつながるわけでございます。税制調査会においてもこの連結納税制度の議論はされてまいりました。企業経営の実態がどうなっているのだろうか、あるいは商法等の関連諸制度がどうなっているのだろうか。さらには租税回避の問題が出てまいります。さらには租税回避もございまして、こういう諸点を踏まえて、引き続き検討を深めていく必要がある課題であるというふうに認識してございます。

なお、今年度の税制改正の中で、分社化の促進という観点から、実は、土地を含む現物出資で子会社を設立する場合、これまで八割の圧縮配当であったものを一〇〇％にするというように改正も行っております。分社化についてもできる範囲で努力をしているところでございます。

○小池委員 連結納税になぜまだ踏み切れないかという理由がある説明ございました。税収減ということもある、確かにそうだと思います。しかしながら、今、例えば昨年のあの駆け込みの特別減税、これも株価にすれば、その日のうちに全然反動もしない。そして実際これが懐といま

すかたんと預金になってしまふ、これは消費者に對しての問題ではございませうけれども、その二兆円が効果的に使われていなくてその分のお金を使ってしまったのであるならば、この金融ビッグバン、そして現在のような金融危機、貸し渋りに遭つていて、そしておまけに税金を取られるとい

うようなことを考えますと、ここで思い切った、今だからこそこの法人税のものと大幅な減税、そしてこの連結納税を導入するむしろいいチャンスではないかというふうに思うわけでございます。

そこで、例えば日本の場合には欠損法人が多い。そこで、赤字会社をわざと買つて、そしてその分また税を逃れようというふうなことが出てくるというように大体当局ではお考えになるでしょうけれども、しかし、この連結納税制度というのは、各国いろいろバラエティーはございませうけれども、やはりある種の国際標準になっているわけでございませうし、また、ベンチャーをこれから育てる、新産業の芽をこれからつくっていくというためには、この連結納税というのを早急に導入すべきではないかというふうに思うわけでございます。

そのためには、例えば、税収をもっと確保するという観点で、別に私が大蔵省のかわりに考える必要はさらさらないのでございませうが、しかし国の健全な運営ということに担っていく政治の立場をいたしまして、所得型の付加価値税などによって、むしろ赤字法人のところで、その利益の部分でキャッシュをすることだつて十分考えられるわけでございませう。持ち株会社はオーケーと解禁しておいて連結納税がまだだ、まことにこれは効果を半減させてしまふものであるというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

（委員長退席、井奥委員長代理着席）

○尾原政府委員 今、純粹持ち株会社が今回解禁されているのだから、連結納税制度の導入が必要ではないかという御趣旨かと思ひます。

純粹持ち株会社の議論がなされてまいりましたが、実は我が国は戦後、事業持ち株会社といましようか、いわば、みずからも仕事を営みながらさらに子会社を持つという事業持ち株会社、大企業はほとんどそのような形で経営がなされてきたと考えられるわけでございませう。したがって、この純粹持ち株会社ができたから連結納税制度というのではなく、このような持ち株会社との関連ではなく、企業集団に対して課税のあり方をどう

考えるかということになってくるわけでございます。

それで、実は、この連結納税制度でございますが、企業経営の実態というものを申し上げました。やはり税制といふものは、ある意味で、国民の納税を得るものでなければならぬわけでございしますが、果たして、今の企業経営の実態が親会社のことを考えた経営になってはいないだろうかというふうなこともございまして、さらに、例えば今の法人税法を見ていただきますと、中小法人の軽減税率あるいは中小法人の貸倒引当金制度、他方、普通法人の税率、普通法人の貸倒引当金制度、そのように、ある意味でも法人ごとに違った制度で既に成り立っているところでございます。それ以外に、今申し上げましたように租税回避をどうするかという問題も出てまいります。

したがって、この問題は引き続き検討を深めていく必要がある問題であるというふうに考えているわけでございます。

○小池委員 一つまでも検討していると、世界は物すごいスピードで動いております。こういった持ち株会社と連結納税制度のセットでというぐらゐの大きな転換を図る、日本はその時代に来ているのではないのでしょうか。

今申されましたその他の法人の課税対象でございますが、今回はこの課税ベースの適正化なども含まれております。これは、税制の簡素化というのはまさに必要なことであるというふうに私は思いますので、それぞれの業界、業種によって痛みを伴う部分もございましょう。しかしながら、やはり税制というのはできるだけ簡潔にわかりやすく、そして公平にというルールにのっとって行うべきではないかと思ひます。

回収り扱われております。まさにNPO法案がこの国会で成立というふうな状況でございますが、しかしながら、今回のNPO法というのは肝心の部分が欠落している。それは、すなわち寄附控除を認めるか否か、この部分のないNPO法というのは、まさに持ち株会社だけを認めて連結納税を導入しないと同じことでございます。

ちなみに、私は、このNPOというのは、もちろんさまざまな問題も考えられますけれども、日本を仕組みから変える大きなポイントである、システムだというふうに考えているわけでございます。

例えば、米国の場合は、いわゆるNPOは百万団体でございます。それに比べて、我が国日本では二万五千団体。いわゆる財団法人というところで、大蔵省とか厚生省とか建設省とか、そういった主管の官庁を持った、そして平たく言えば、天下り先としての財団法人というのが約二万五千団体でございます。そしてまた、アメリカの方でこのNPOで働いている有償の職員数でございますけれども、つまりサラリーをもらっている職員は、何と八百六十万人おるわけでございます。それに比べて、我が国では、二万五千団体の中で四十万人が雇用されているという状況でございます。これはまさに寄附が認められるかどうかというところで百万団体にも膨れ上がることでございまして、また人口比で言うならば、日本なら五十万団体、そして有償の職員は四百三十万人まで可能だということも言ひ得るわけですが、アメリカの場合はそのまま導入するならば、

私は、トヨタであるとか新日鉄であるとか、またサービス産業にしても、どんなに大きな産業が出てきたとしても、この日本において四百三十万人を雇用するような、そういう労働市場がこれらばんと生まれるとは思ひがたい。であるならば、このNPOというのを雇用の場としても考え、さらには介護であるとか災害の援助であるとか、まさに行政の手が届かないようなところ、別に下請に使うわけではありませぬ。今回のNPO法で心

配するのは、行政の下請として使われるというおそれがあるから私もむしろ慎重になっているわけでございます。この本来のNPOのあり方というのを考えていかなければならないのに、今回は、この法人税の中の寄附の項目のところでは、ことごとくへんをつけるか否か、この論議で、議論もしていないですね、この観点でしか取り扱われていない。

どうぞ、この寄附の問題については、大蔵省、最大のポイントでございます。発想を変えなければ、日本の仕組みはいつまでも官に何らかの形で関連していかなければいけないということになってしまふ、これを私は指摘しておきたいと思ひます。時間の関係がございまして、感想は結構でございます。

続きまして、これは法案とはちよつと離れますが、きょうも松野元証券局長が証人喚問を受けたということがございまして、また、きょうは、こんなに遅くはございませんが、今一番何かと御多忙であります副総裁にお越しいただいておりますので、日銀特融のことについて伺わせていただきます。

前回、松下総裁の方から、現在の日銀法第二十五条におけるいわゆる日銀特融に関する残高というところで、平たく言つて約三兆五千億という数字を出していただきました。そして、そのうち対山一があと五千億残っているということでございまして、けれども、この数字を確認していただきたいのと、であるならば、あとの三兆円というのは今どこに幾ら行っているのか、それについて明確にしたいと思ひます。

○福井参考人 お答えを申し上げます。まず、特融の総額でございますが、二月末時点の正確な数字は三兆三千五百六十六億円でございまして、それから、その後、ごく直近時点、昨日三月十七日時点では、約三兆三千億円というところでございまして、その中で、山一証券向けは約五千億円。前回総裁が御報告申し上げましたところと変わっておりません。

さすれば、三兆三千億円から五千億円、山一を除きました残りの部分でございますけれども、一番大きなのが北海道拓殖銀行向けでございます。約二兆五千億円でございまして、それから徳陽シティ銀行向けが約千九百億円。

現在、そういうところでございまして。

○小池委員 今、二兆六千九百億円の行方が明確にされたわけでございますが、改めて伺いたいのですが、この日銀法第二十五条で貸し出される日銀特融、これは例えば山一の場合一体幾ら投入するのか、それはだれがどのようにして判断するのでしようか。日銀特融の貸し出しが行われるまでのプロセスというのを一度改めて教えていただきます。

○福井参考人 お答えを申し上げます。普通は、特融が出ますのは銀行に対してでございます。特に破綻した銀行に対してでございます。ので、預金の払い戻し資金の不足部分ということで貸し出しを行うわけでございまして、御指摘の山一証券の場合には、これは銀行ではありませんで、証券会社でございます。したがって、預金の払い戻しのための資金ということであれば、山一証券が破綻いたしましたとして、最終的には解散を行うわけでありますが、そのプロセスを円滑に行いますために、つまり、もっと具体的に申し上げますと、その過程でお客様の財産をお返しする、それから既に約定済みの取引を解消してこれを決済していく、それから海外業務からも撤退をいたしますが、そのために必要な資金、そうしたものを供給するわけでございまして、

したがって、預金の払い戻しの場合に比べて、中身が非常に複雑でございます。したがって、その破綻した後の山一証券全体の業務の遂行、それから財産の管理の状況をきちんと把握しながら貸し出しを行っていきまさんと、むだな貸し出しが起るリスクがあるというわけでございまして、

そのために、大蔵大臣が行政命令を出されまして、顧問委員会というのをつくつて、そこをき

ちつと管理するようにということになっております。顧問委員会が山一証券の業務の遂行、それから会社財産全般についての管理を行っている。それを前提にしながら、なおかつ日銀貸し出しそのものにつきましては、日本銀行の担当部署におきまして、所要資金の規模、使途を刻々と的確に把握しながら実行している、そういう状況でございます。

○小池委員 そうすると、今、顧問委員会という御説明がございました。大蔵大臣のもとでの顧問委員会という認識でございます。

ただ、私、この山一に関連してさまざまなことを伺うわけでございますけれども、例えば一兆円とかそういう大きな単位の話であるのに比べて、非常にちまちまとしたことで恐縮ではございますけれども、今清算事業に当たっている方々のオーバertimeであるとか、それから本場に細かい話ではございますが、お弁当とかこういうことまでかなり乱脈が行われていることを、むしろ顧問委員会関係の方で伺いたいと思いますが、御存じでしょうか。

○長野政府委員 御質問の中で、乱脈な経理が行われているのではないかと御指摘でございますか。顧問委員会そのものの活動でございますか。

○小池委員 清算事務に当たっている山一の方でございます。

○長野政府委員 お答え申し上げます。

この顧問委員会というものは、私どもの業務の停止命令の中で指示し、日本証券業協会が選任した方々が協議の上、今、日銀副総裁が申されまして会社社の業務の方法と会社財産の保全ということのために設けました。

規模でございましたから、今例示に挙げましたような特定の財産がどなたかに不当に安く処分されて、結果的には最終的に日銀の特種の負担に結びつくわけでありますから、そういったものをチェックするシステムとして設けさせていただいたわけでございます。

今日までのところ、全体として私が報告を受けておりますのは、山一証券御自身におかれて、この清算業務について、言ってみればあしたのない業務を必死になってやっておられる中で、大変立派に清算の業務をやっておられるという称賛を聞きます。顧問委員会の方からごらんになって、この業務が現場で不当におかしな状況になっておるといふ報告も受けておりません。大勢としてはそんな状況でございます。

○小池委員 もちろん、清算事務というものは、これから明る見通しがあるわけでもなく、大変つらい仕事だとは思いますが、かつて木津信がつぶれましたときに、これは日銀特種でももちろんございせんが、預金保険の方から出たお金のうち、窓口で一億円がなくなりましたというふうな事態も発生をいたしました。まさにモラルハザードの典型でございます。今、山一の方でも同じような、まあその額が今お弁当がどうかと随分細かい話をしたようでございますけれども、しかしながら、そういった中で、これはそれに当たっている方々がおっしゃっているわけで、本場にいるのかしらというような声を聞くわけでございます。

顧問委員会というのがそういった細かいところまで見るものではないかと思えますけれども、しかし、これは山一の日銀特種、必ず返ってくるということを期待はいたしておりますけれども、最終的には、これはまた日銀のお金ではなくて、それが私たち国民の方に返ってくるわけでございます。ですから、現場のモラルハザードなどもしつかりと顧問委員会でチェックをしていただくように、そしてまた、山一の方々がしつかりと働く場が見つけられるように、そのためにも景気回

復を、そして金融の健全化ということを一刻も早く進めていかなければならないというふうに思うわけでございます。

それでは、副総裁、ほかにもあるのですけれども、きょうはもう結構でございます。お引き取りください。

きょう、松野元証券局長の証人喚問が行われました。また、先ほど長野局長の方からも、前の質問者の方に対してもう既にお答えになっていったかと思えます。以前私も質問させていただきまして、例の飛ばしの問題を引き継ぎをいただいたか否かというふうなことで、先ほどお答えがあったので、それについては答弁を求めません。しかし、まだ山一の問題にいたしまして、証券業界、大変揺れているわけでございますし、また総会屋事件に関する大掃除、まだまだ終わっていないのではな

いかというふうにも私は思います。

そこで、年末、証券会社に対しての簿外債務、山一証券が持っていた簿外債務の問題、これについてあらゆる証券会社をもう一度チェックなさったわけですが、その結果について、長野局長、お伝えただけだと思えます。

○長野政府委員 簿外債務という御質問でございますが、正確に申しますと、飛ばし取引の調査をいたしました。ただ、飛ばし取引というのは大変定義の難しい言葉でございますので、技術的には現取引の形態だとかいうような形で、飛ばしという言葉をそのまま使ったわけではございませんけれども、広範囲に行いました。

すなわち、顧客の間を仲介するような取引がありますか、あるいは顧客と自分の間、それです。顧客というふうな含み損を抱えた取引がございましたか、あるいは自己に発生した損失を含み損を抱えた状況で証券化されたものとして他に転売したことがありますが、大ざっぱに言えばこの三通りの項目でございますけれども、調査をいたしましたところ、形式的に、一部にその取引に該当するものが一件だけございましたけれども、それは最終処理の確認をいたしましたところ、全く不当な

ものでないということでございますので、全体としては該当するものはないということでございます。

○小池委員 そうすると、その一件以外はないということでございますね。

昨年の暮れなのでございますけれども、これは大和証券が飛ばしをやっているのではないかとということ、大和証券がそれだけで動いたときがございました。大和証券についても簿外債務は認められないということなのでございます。

○長野政府委員 おっしゃるような市場のうわさというものが広まりましたが、大和証券につきましても今回の調査対象でございまして、そういったものはないという報告を受けております。

○小池委員 そうすると、大和証券そのものからの直接の報告もなかったということでございますね。

市場の問題でございすけれども、とにかく株式市場、大変うわさ好きといましようか、何にでもプラス・マイナスに反応する、それがまさにマーケットの、よく言えばだいたい味であり、また悪く言えば、まあそれはやめておきましょう。そういうのがマーケットの習性でございます。ですから、かえって、うわさをいかにしてクリアするかといましようか、それはまさに情報公開ではないかというふうに思います。

これまでのことを振り返ってみましても、隠ぺい、隠ぺい。つまり、金融関係のものだからということ、常にそれは伏せておく方が金融市場にとっていいという判断でもってこれまでの隠す方向があったと思えます。しかしながら、実際には、そういったものは関係者、当事者もいるわけでございまして、どこからまた漏れる。それにまたうわさに尾ひれがつくというふうなことで、結局隠ぺいそのものがかえって大きな事態を招いてしまふ。それについて例を挙げれば枚挙にいとまがないわけでございます。

も日銀、このディスクロージャーというのはまさにこれからの金融ビッグバンにおける、これからといいますが、もう本日もそうでございますけれども、これが私には一番大きなキーワードではないかと思っております。

それから、山一証券に有価証券等を預けている方々、三月二十六日をもって引き取りというのが終わるといふように理解してよろしいのでしょうか。

○長野政府委員 現在、山一証券の株式は新聞の隅の隅で特設ポストということで取引されておりますけれども、その取り扱いを継続することができなくなる段階に参ります。最終的な処理は東京証券取引所において行われることと存じますが、その後は、未公開株というものと扱いになる。

ただし、この未公開株の扱いにつきましては、昨年までは証券会社が取り扱うことを許しておりましたが、金融システム改革の中で証券会社が未公開株を取り扱うというこの道を開きましたので、そういった形で流通が行われると考えております。

○小池委員 私、山一証券に有価証券を預けている人たちということでちよと伺いたかったのです。いずれにせよ、まだなかなか来ないのは政治家じゃないかというように言われております。

最後に、夜遅くまで引きとめまして申しわけございませんけれども、郵貯のことです。

最近、株価対策としてにかく矢張り早にある手この手で、だんだんみんな感覚が麻痺するような、やれ十兆円だ二十兆円だという大型の数字が乱舞しているわけでございますが、これはひとえに株価対策、三月三十一日の瞬間風速に向けてということ、私にはどうも長期的な視点を欠いているように思います。

そして、一兆三千億の郵貯、簡保の資金を株式市場へという議論、これについて、私は、国民の大切な資産をいまだに不安定な株式市場に投入するというのはいかがなものかということを考えるん

ですが、郵政省の方、この資金について株式市場へ投入することについて法的な問題、そして株式市場に投入することについての考え方、お伝えください。

○篠田説明員 委員からお尋ねのございました郵貯の資金運用に関する新聞報道等につきましては承知をいたしておりますけれども、まだ与党におきましてさまざまな御議論があるようでございまして、正式に決定されたということは何っておりません。

一般論として申し上げますと、郵便貯金資金や簡易保険の資金の運用は確実で有利な方法で行うということが基本でございまして、郵便貯金事業及び簡易生命保険事業の経営を健全ならしめ、預金者及び加入者の利益の向上を図ることを目的として行っているものでございます。現行の制度では、郵貯、簡保の自主運用資金を直接株式の購入に充てるということは認められておりません。

いずれにいたしましても、与党内での御議論、決定というものを踏まえまして、政府全体としてどのような取り組みを行うか、また郵政省としていかなることが可能かということにつきまして、慎重に検討してまいりたいというふうに思っております。

○小池委員 最後はまことに官僚答弁、ありがとうございます。

せっかくお越しいただいたので、最後に一つだけ伺いたいんですけれども、今さまざまな接待問題が出ております。やはり郵貯の御担当の方というのは資金を持っていらつして、その運用の責任といえましょうか、窓口として極めて重要なポストにおられると思うんですが、今ちまたでいろいろと上がっているような接待の問題、これについて郵政省の方はどういう接待を恒常的にもしくは特別に受けておられるのか、最後に伺わせていただきます。

だいたい、同じであるならば、どういふふうによっているのか教えてください。

○篠田説明員 郵政省におきましても厳格な内部の規定を定めておりまして、お尋ねのような接待につきましては一切ございません。

○小池委員 では、最後の言葉、余韻を残して終わりたいと思ひます。どうもありがとうございます。

○井奥委員長代理 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木憲昭委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。本日最後の質問ですので、どうかよろしくお願ひをいたします。

最初に、法人税問題で質問をさせていただきます。

法人税率を大幅に引き下げて、実質減税を施行しようというのが今度の法案でありますけれども、その理由として、景気対策のためというところと、経団連の豊田会長は、現行四九・八%、この税率を法案で四六・三%に下げ、さらに九年度税制改正でも四〇%まで引き下げるように求めたということも報道されております。

そこで、法人税の減税というのが景気対策としてどの程度有効なのかという点についてお聞きをしたいと思ひます。

まず、基礎的なデータをお聞かせいただきたいと思ひます。

全法人二百四十四万社でありますけれども、このうち赤字法人の数、その比率、それから赤字法人のうちで資本金一億円未満の中小法人は何%か、このことを聞きたいと思ひます。

○郵政政府委員 国税庁で行いました平成八年分の会社標準調査結果によりますと、繰越欠損金当期控除後の赤字法人は約百五十七万六千社でございます。全法人約二百四十四万社に占めます赤字法人の割合は六四・七%というふうになっております。また、資本金一億円未満の中小法人のうち赤字法人は約百五十六万社でございます。したがいまして、赤字法人の、先ほど申しました百五

十七万六千社のうち、資本金一億円未満の中小法人の割合は約九九%ということになっております。

○佐々木(憲)委員 今の数字でも明らかによように、法人税の減税の恩恵を受ける、そういう企業は、赤字法人には恩恵が行かないわけでありまして、当然黒字法人であります。その比率は約三五%つまり三分の一にしか法人税減税の効果及ばないということになると思ひますが、こういう解釈でよろしいでしょうか。

○尾原政府委員 今の赤字法人の割合からいいますと、そのような数字になるわけではございますが、今回の法人課税の見直しの趣旨ですが、短期的な景気対策にも資するものではございませんが、基本は経済構造改革をどう進めていくかという観点から行われているものでございまして、中長期的に、それこそ新規産業の創出、企業活力の発揮、あるいは日本への投資の拡大を求めているものでございます。

なお、今赤字法人のお話もございました。現在赤字法人である法人につきましては、将来業績が上向いて黒字となる場合には、この税率引き下げの恩典に当然浴することになるわけでございます。

○佐々木(憲)委員 赤字法人が黒字法人になればそれは減税の対象になる、これは当たり前のことでありますが、しかし赤字法人の比率がこの数年間ずっと三分の二くらいあるわけですから、そういうところにはその恩恵が及ばないということとは、これは事実であります。まさにそこに構造的な問題があるわけですね。景気対策というののも一つの理由に挙げられているわけですから、その効果がどうかという点について検討する必要があると思ひます。

そこで、政府税調の専門委員の神野直彦東大教授はこのようにおっしゃっているわけですね。「法人税減税にしても、景気の先行きに不安を持っている企業は、景気効果のある設備投資に減税分を振り向けない。なまじ投資にいったとしても、海

外投資にまわるだけです。」こういう評価をされているわけであります。

つまり、三分の一にしか恩恵が及ばないわけだけれども、その三分の一の企業も、結果としては減税の効果が設備投資に回らずに、実際には蓄積に回っていく、あるいは投資に回っても国内投資ではなくて海外投資に回っていく、したがって減税効果というのは十分にあらわれない、このようにおっしゃっているわけであります。これは非常に重要な点でありまして、同じ減税といいますが、その減税の対象あるいはその性格、内容、これによって現在の消費不況に対して効果的かどうかというのが決まってくるわけであります。

それで、今何が大事かといいますが、昨年来の九兆円の負担増によって国民の消費というのは非常に落ち込んでおります。これが現在の不況の最大の原因になっている。ですから、今、デパートの売り上げその他でも史上空前の落ち込みがまた始まっているわけであります。そういうときに、同じ規模の減税をやる場合でも、法人税の減税でそれを行うのかあるいは消費税の減税で行うのか、この選択が大変重要だと私は思うわけです。

そこで、私は、法人税の減税の効果と消費税の減税の効果、消費拡大にとつてどちらが効果があるか、この点についてお聞きをしたいと思いが、いかがでしょうか。

○尾原政府委員 ただいま、法人税と消費税の減税の効果についてお尋ねがございました。数量的な比較は困難かと思ひます。

ただ、一点申し上げさせていただきたいのでございますが、今回の法人税制改革は、税率を引き下げるのみならず、課税ベースを広げることとをやっております。経済活動に対しまして、まさに中立的なものにしようということでございます。

ネット減税になっている点、確かにそれは短期的な景気対策になるわけでございますが、全体として私どもが期待しておりますのは、まさに新規産業が創出される、企業活力が発揮される、さら

には日本への投資が期待できるという経済構造改革であるということも御理解いただきたいと思ひます。

それから、消費税についてのお話でございますが、消費税の五％への引き上げは、平成七年から先行実施いたしました所得税、個人住民税の恒久減税等とおおむね見合うものといいたしまして、平成六年秋に法定したものでございます。この増減税一体の税制改革は、高齢化の進展ということで我が国の構造変化に税制面から対応するものであり、非常に重要な改革であると考えております。一言申し添えさせていただきます。

〔井奥委員長代理退席、委員長着席〕

○佐々木（憲）委員 新規産業への刺激ということをおっしゃいましたけれども、業種別に見ましても、赤字法人が非常に多いのは、繊維産業が八割、食料品、製造業七〇％、それから、料理飲食、旅館業八割。つまり、こういう国民生活に密着している部分については、減税効果というのは非常に低いわけであります。ですから、そういう点でも、国民の消費拡大につながっていくかどうかという点については極めて疑問がある。

それから、もう一つは、課税ベースの拡大ということをおっしゃいましたけれども、当面は実質的な減税でありますから、その実質減税の効果がどうかということが今問われているわけでありまして、この点では、経団連も、これをもつと下げろ、こういう圧力を加えているわけで、我々はそれは非常に不当だと思っておりますけれども、そういうことを指摘しておきたいと思ひます。

それから、消費税の問題で、先行減税に見合う、こうおっしゃいましたけれども、先行減税、これを取りやめて消費税を拡大したわけでありまして、増税したわけですから、その重みが昨年大きく国民にのしかかって消費が冷やされてしまった、こういう重大な事態を招いたということを認識する必要があります。

それから、高齢化社会のためと言いましたけれども、例えば九六年度までの数字で見ましても、

消費税導入によって三十一兆円が国庫に入りまして。しかし、高齢者のための新たな施策には六％しか回っていないわけですね。

こういうことを考えましても、今の議論というのは、全く我々は納得できないところでございまして。

そこで、一番大事なことは、やはり消費税の減税というのが現在の消費不況に直接効果がある、そういう性格の減税だという点を私たちは強調したいと思ひます。

先ほど紹介しました神野教授は、このようなことをおっしゃっているんです。「景気刺激効果を期待するのであれば、消費税をダウンするしかない。一時的にも消費税率を下げれば、大きな消費拡大効果が出ると思ひます。」こういうふうにおっしゃっているわけでありまして、この点をよく検討をしていただきたいというふうに思ひます。

では、次に、銀行に対する公的資金導入の件について、関連してお伺いしたいと思います。

既に二十一行に対して投入が決まりました。開議決定が行われました。まず基礎的なことでありますが、資本注入の最終決定権、これは金融危機管理審査委員会にあるのか、それとも内閣にあるのか、これは極めて初歩的な質問であります。どちらにあるというふうに考えておられるか、このことをお聞きしたいと思います。

○松永国務大臣 今般の自己資本充実策において、優先株式等の引き受け等について、まずもって審査委員会が、金融の危機管理という観点から、優先株式等の引き受け等について厳正な審査の上申請を承認するかどうかにつき議決を行うこととなっております。

また、審査委員会の議決が優先株式等の引き受け等を承認するものであったときは、公的資金を活用する金融危機管理のための自己資本注入という事柄の重要性にかんがみ、さらに慎重を期する観点から、預金保険機構が大蔵大臣の承認を求め、大蔵大臣は閣議にかけて当該承認をするかどうか

決定する旨が、法律上の手続として規定されているわけであります。

○佐々木（憲）委員 したがって、決定権は内閣にある。これは当たり前のことだと思ひますが、そういう答弁でございました。（松永国務大臣「承認なんだよ、決定権じゃない」と呼ぶ）何ですか。

○山口政府委員 恐れ入ります。今、先生、最終決定権とおっしゃいましたが、その最終決定権という意味するところがいろいろあると思ひます。プロセスとしての最後の手段、手続という意味では確かに内閣でございしますが、しかし、実際は、国会での御承認をいただきました三名の方を含めた審査委員の合議でもって、実質的には承認の議決をされております。これがある意味では最も重要な位置づけでございしますので、その先生のおっしゃる最終決定権という意味がどれが重要かという意味であると、むしろその審査委員会の御審査ではないか。

ただ、手続上、最初が終わるかとおっしゃれば、その最終という意味の、ファイナルなのか、インポートメントかということで意味が違ってくると思ひます。

○佐々木（憲）委員 最終という意味は手続上の最後ということでありまして、しかし、内閣というものの決定、内閣自身が決める、これは先ほど大臣がおっしゃったことであります。（松永国務大臣「承認」と呼ぶ）承認をするということですね。承認するということは、そこで承認を決めるわけでありまして、そういう点で、内閣の重みというのは大変重要だと思ひます。

そうしなければ、内閣が軽いのであれば、何もそこで承認する必要があるわけでありまして、審査委員会に任せればいいわけですね。そうしない、最後は内閣が承認するということになつていくわけですね。内閣はその上にあるわけですね。そういう意味で、極めて重要な位置にあるということとは明らかだと思ひます。

そこで、国が直接公的資金投入の決定を行うということでありまして、これは申請した銀行が、

その内閣の決定によつて、もちろん審査委員会が決め、内閣が承認をし、そのことによつて公的資金を活用する、こういう関係になるわけですね。

そこで、政治資金規正法の第二十二條の三でありまふけれども、ここで「国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金の交付の決定を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。」このように決めているわけでありまふが、この給付金というのは当然広い意味でこれは用いられておりまふて、名称いかにかわからず、国から交付される金銭である限りその対象に含まれるはずでありまふが、この点は、自治省、確認できまふか。

○岩尾説明員 ただいまのことでごさいますけれども、政治資金規正法第二十二條の三でごさいます、これは、国から直接その補助金等の交付の決定を受けた会社その他の法人が政治活動に関する寄附をすることは禁止されているという規定でございまふ。今回のケースは、個々の金融機関への出資、これは整理回収銀行が行うものでございまふて、国が行うものではないでございまふので、この規定によりまして政治活動に関する寄附を禁止されるものではないということでごさいます。

○佐々木(憲)委員 今回の答弁は納得できまふ。国が決定を行うわけでありまふから、交付の決定をするのですから、国が直接お金を渡すわけではないのはもちろんでありまふが、整理回収銀行を通じて行くわけですね。しかし、この資金は国が承認するわけですね。最終的に国が決めるわけでありまふ。

自治省選挙部政治資金課編集の「政治資金規正法」、この解説がありまふ。それにによりまふと、このように書かれてあるわけですね。国から直接給付金の交付の決定を受ける場合をいう、それで、交付の決定を受けた場合とは何かということの説明で、国が決めたということの意味すると解説をしてあるわけでありまふ。ですから、当然これは入

るのじやありませんか。対象になるのじやありませんか。

○岩尾説明員 これは、交付決定手続を国が行うという意味でございまふ。

○佐々木(憲)委員 交付決定の手続を国が行う、そういう場合には対象になるということですね。ですから、今回の公的資金投入、優先株等の購入の資金を国が決定をする、最終的に承認をする、このことは当然この規定の中に入るわけでありまふ。ですから、内閣が決めて、申請をした銀行が受け取る、その受け取った銀行が政治献金を行えば、これは政治資金規正法の規制対象になるのじやありませんか。

○岩尾説明員 今回のケースでごさいます、これは補助金の交付ということでごさいます、整理回収銀行からこれらの金融機関に対する出資を行っているというふうにごさいます。

○佐々木(憲)委員 今までの自治省の答弁あるいは自治省の解説、いろいろ自治省が出している本は私全部見ましたよ。全部、国が直接決定をして、その決定したお金が申請をした会社に入る、そういう場合に、ルートは問はず、決定権がどこにあるかということによつて規制の対象が明確に規定されているわけですね。規制されるということが決められているわけでありまふ。だから、これは、政治献金は禁止ということが当然のことでありまふ。

最後に、大蔵大臣にお聞きしたいのですけれども、内閣が決めるわけですね。最終的に承認するわけですね。その資金は、名称はどうあれ、国から交付される資金でありまふから、したがって、それを受け取った銀行が例えば政権与党に献金をする、これは、当然こういうことはやめるべきじやありませんか。当然その決定に影響を与える、そういう可能性があるわけですから、そういうものはやはり自粛するとか、あるいは受け取らないとか、そういう決意を大臣としてすべきじやありませんか。いかがでしょうか。

○松永国務大臣 委員はしばしば言葉を変えてい

らつしやるわけでありまふが、私は、正確に申し上げたのは、申請を承認するかどうかにつき議決を行う、議決を行うのは審査委員会でごさいます。それを承認するのが閣議でありまふ。それともう一つは……(発言する者あり)税金ではございまふせん。株式等の引き受けあるいは社債等の引き受けをして、いわば購入するのは整理回収銀行でありまふ。その資金は、預金保険機構が日銀から融資を受けた金でございまふ。日銀から融資を受けた預金保険機構の金が整理回収銀行に行つて、整理回収銀行が言うならば優先株を引き受け、買い取るわけですね、あるいは社債を買い取るわけですね。したがって、国の金が直接行つたということにはならないというふうに私は解釈いたしまふ。

○村上委員長 佐々木君に申し上げます。お約束の時間が経過しておりますので、簡潔にお願いします。

○佐々木(憲)委員 簡潔に、質問を最後一問だけさせていただきますが、決定する、つまり最終的に承認するということは、銀行が申請をして、その銀行が政府の最終承認のもとで財政資金を投入されるわけですね。そうでしょう。日銀から借りても政府保証がついているのです。政府保証がついているというところは、最終的には財政資金の投入の可能性があるわけでありまふ。交付国債だつてそうでしょう。

したがって、そういうお金を受けている銀行が政治資金を出すというところは、これはこの法律からいってもおかしい。そして同時にまた、政治姿勢からいっても、そういうものを受け取つていながら、あなたの銀行には交付しますよ、あなたの銀行にはお金を注ぎますよ、こういうことになりまふと、これはぐるみになつてしまふわけでありまふ。したがって、接待という問題が言われていまふけれども、全体のこの仕組みが銀行の接待の枠の中にはまつていふと言わざるを得ないわけでありまふ。そういう点で先ほどの大臣の答弁は極めて問題がある、こういう点について自粛もし

ない、そういう点で私は極めて大きな問題を残す発言だというふうに思いまふ。

もう時間が参りました。以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○松永国務大臣 私は、今回の金融システム安定化法に基づく優先株式あるいは劣後債等の引き受けを、預金保険機構のもとにある、預金保険機構から委託を受けた整理回収銀行が行うその仕組みについて、私のつたない話でございまふが、解釈論を申し上げたわけでありまふ。それと政治資金規正法の問題は、これは自治省の方の解釈にゆだねたい、こう思いまふ。

○村上委員長 これにて各案に対する質疑は終局いたしました。

○村上委員長 平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び関税込率法等の一部を改正する法律案を追加して議題といたします。

両案に対する質疑の申し出がありませんので、これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○村上委員長 これより電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律案及び関税込率法等の一部を改正する法律案の両案について議事を進めまふ。

これより討論に入るわけでありまふが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めまふ。

(賛成者起立)

○村上委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、関税込率法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めまふ。

〔賛成者起立〕

○村上委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○村上委員長 ただいま議決いたしました関税率法等の一部を改正する法律案に対し、坂井隆憲君外四名から、自由民主党、民友連、平和・改革、自由党及び社会民主党・市民連合の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。坂井隆憲君。○坂井委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明いたします。

関税率法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、国民経済的観点に立つて国民生活の安定に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たっては、適正な課税の確保に向け、より一層努力すること。

一 国際化の著しい進展、相互依存等による貿易量、出入国者数の伸長等に伴う業務量の増大、銃砲、覚せい剤をはじめとする不正薬物、知的財産権侵害物品、ワシントン条約物品等の水際における取締りの国際的・社会的重要性にかんがみ、税関業務の一層の効率化、重点化に努めるとともに、今後とも税関業務の特殊性を考慮して、税関職員の見習確保はもとより、その処遇改善、職場環境の充実等に特段の努力を払うこと。

以上であります。

何とぞ御賛成賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○村上委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

た。

採決いたします。
本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○村上委員長 起立総員。よって、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

本附帯決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。大蔵大臣松永光君。

○松永国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても、御趣旨に沿って配慮してまいりたいと存じます。

○村上委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○村上委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○村上委員長 次回は、明十九日木曜日午前十一時十分理事会、午後一時四十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後十時四十四分散会

平成十年四月七日印刷

平成十年四月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局